

弘安戰役以後
の兩國

中に溺死した者の數は幾何といふことを知らず、殊に江南軍は船の損傷甚しく、范文虎は僅に死を免れて元に歸り、殘兵は鷹島に打ち上げられて、遁げ還るに由なき者數千人あつたのを、我が將士は島に押し渡つて之を殺傷し、殘る千餘人を捕虜とした。

元の暴舉は此の如くにして兩度ながら失敗に終つたけれども、彼は尙之が爲に素心を翻へすに至らず、或は洪茶丘をして船艦を監造せしめ、或は高麗に命じて戦船を修造せしめ、弘安六年には再び我を犯さんとし、淮西宣慰使が其中止を乞うた事もあり、其後も或は水手を募り、弘安七年或は高麗女眞をして戦艦を用意せしめ、同八或は使者を高麗に遣はして軍糧を督せしめ、正年二數年の後までも屢々高麗に課して、出師の準備を整へしめ、又日本侵略計畫の事務を處理すべき征日本行省や、征東行省の如き官司の易置も屢ありて、世祖一代の間は日本を征せんとの念を断たなかつた。然るに永仁二年に世祖が死んで、其孫の鍊木耳成が立つてからは、始めて日本の侵略を絶念したらしい。さて我が幕府に於ても、弘安の大勝以來、前後數十年の久しきに亘り

波の設けた
日本行省

日本の警備

兩國の貿易及
び倭寇國民的精
神の發揚

て、いつも邊陲の警備を忽にする事はなかつた。或は九州の御家人等に命じて鎌倉に参向する事ならしめ、或は軍務の事は一に守護の命令を奉せよと、鎮西の將士に令し、且つ花園天皇の正和の頃までは、絶えず鎮西の將士をして石壘の修築を勤行せしめて居た。

さて又元は我が國を手に屬けて外蕃たらしめようとする目的から、彼と我とが交戦國の状態にあつた間でも、我が國民と平和な貿易を行ふ事は之を拒まず、建治三年に我が商人が黃金を齎して銅錢に易へんとする者あれば之を許し、翌弘安元年には、今の寧波の内に、今の寧波東宣慰使を揚州に遣き、沿海の官司に詔諭して我が國人の市船を通せしめ、その翌年には我が商船四艘が慶元に至りて交易を許された事もあつた。さりながら此大敵の襲來は、昔の刀伊の入寇や、其他二三の邊寇に比しては大なる相違であつたから、之が爲に我が國民は著しく國民的精神を發揚せしめ、その敵愾心を奮起せしむべき大なる刺戟となつた。されば我が邊民の海外に渡航して貿易を營む者も、單に平和手段で得らるべき利益を以て満足すること能はず、屢々彼の邊境を犯した

から、弘安三年には、高麗は自國の將帥に命じて慶尙・全羅の二道を分守せしめた事もあり、五年には倭人が邊海の郡邑に寇して、居室を焼き子女を掠むるからとて、元兵を乞うて邊戍に充てた事等もあつた。正應五年には、我が商船が四明に至つて互市を求めた時、その舟中には武器が具はつてゐたので元の政府は異圖があるであらうと恐れて、海道の守備を命じた。後二條天皇の嘉元元年には、千戸所を定海（浙江省の海岸）に置いて、年々渡航する倭船を防がしめ、徳治元年には倭商の慶元に抵つて貿易する者が、金の鎧甲を携帶してゐたから、官司に命じて之に備へしめた事もあつたが、實際慶元の一城を焚いたり又は所々の焚掠を逞くして、元兵が之に敵することの出來なんだ事もあつた。これが彼の所謂倭寇であつて、此後も彼等が朝鮮支那の沿海を侵擾することは、彌益甚しきを加へた。

第三十二章 兩統迭立

相續千涉の北條氏の皇位

朝廷を抑壓し奉ることが、頓に著しくなつた上に、院政も一時中絶したので、皇位の繼承にも直接關東から干渉するやうになつた。四條天皇が御年僅に二歳にして後堀河天皇の禪を受け、未だ皇子もなくて仁治三年に崩せらるるや、時に御年十二。此時皇嗣の候補者としては、順徳上皇の皇子忠成と、土御門上皇の皇子邦仁との御二方がおはしました。然るに北條泰時は、順徳上皇は承久の亂に御關係といふを以て、其皇子を立つることを欲しないで、秋田城介義景を京都に遣つて、土御門上皇の皇子を立てしめた。即ち後嵯峨天皇である。是は全く北條氏が專斷を以て策立した所であつて、隨つて北條氏に對する關係上、皇位に登り給へる天皇は、總て寂慮のまゝにも遊ばされ難く、朝廷の大事は皆鎌倉へ御相談の上にて決せられたから、後嵯峨天皇が在位七年間に院政も、かの後鳥羽上皇の自由であらせられた院政のやうには行かなかつたのである。茲に又北條氏をして、皇室に對する干涉を行ふに都合好からしめた事は、後嵯峨上皇の皇位に關する遺詔に基づいて起つた皇室

後嵯峨天皇の
遺詔

の皇位争である。

後深草・龜山の兩天皇は、共に後嵯峨天皇の皇子で、共に西園寺實氏の女が生む所。父天皇遜位の後、兄弟相繼いで位に即かせられたが、後嵯峨上皇は弟なる龜山天皇を愛せられ、天皇に后腹の皇子の生れ給へる後、後深草に御子あるを含きて龜山の皇子を太子に立て、其後崩御の際には、文永九年二月。特に御遺詔ありて、龜山天皇の御子孫には世々皇位を嗣がしめ、其代り後深草天皇には仙洞御領なる長講堂領及び播磨の國衙、尾張の熱田の社領等を授け、之を其御子孫の封邑に充て、永く皇位の望を断たしめらるゝとの御處分をなされた。龜山院御凶事記に載せたる御處分狀に、「太王不讓泰伯而意在季歷、泰伯三讓季歷、意在太王、思之思之」とあるは即ちこの事であつて、太王・泰伯季歷は、夫々後嵯峨、後深草・龜山を指されたのである。然るに後嵯峨上皇崩御の後は、いつしか院方後深草内方龜山と、人の心々も引き別るゝやうに、うちつけ事思ひかけ事の意とも出で來けり。御ひとり後嵯峨おはしまさぬ跡は、いみじきものにぞありける。鏡増文といふ有様となつて、故院が皇統を龜山帝の一流に歸せしめんと望み給

後宇多天皇

へる御遺詔も、到底長く守られようとは見えなかつた。しかも龜山天皇は程なく文永十一年東宮後宇多天皇に御讓位ありて、院政を聞しめす事御在位中に變はらぬので、院政の望みを失うた後深草上皇の御歎きは甚しく、關東にても之に關する評定起りて、時の執權北條時宗は、故院の御遺詔はあるもの、本院は御兄にもあり、且つさせる御失徳のあるでもなし、必ずしも斯く定むべきにあらずといふので、新院山にも奏して、本院の王子熙仁親王を御年僅に八歳なる後宇多天皇の儲君として、他日後深草上皇が院政を聞しめすべき素地を設けた。是に於て後嵯峨上皇の御遺詔は、その崩御の後數年ならずして早くも反古となつた。

斯くて弘安十年に至り、關東から後深草上皇の爲に、後宇多天皇に遜位を勧め奉つたので、天皇は心ならずも御位を東宮熙仁親王伏見天皇に傳へられ、隨つて龜山上皇は院政から退かれ、後深草上皇が代つて院政せらるゝ事となつた。中一年を隔て、正應二年には、伏見天皇の皇子胤仁親王が立太子の事さへあつたから、後深草上皇は二代引續いて院政せらるべき時を得給うた

後深草の統志
を得

伏見天皇

兩統分争の
顯著
淺原爲頼の
變

が、之に反して龜山上皇は失意の境に立たせ給うたので、兩統の分争は漸く顯著となつたが、此に又龜山上皇に御不利なる事は、正應三年三月に、淺原爲頼といふ武士が禁中に亂入して、天皇の夜の御殿を伺ひ奉つたが、事成らずして殿中に自殺せる事變が起つた。この嫌疑は龜山上皇の御身に及び、權大納言西園寺公衡天皇の中宮
鐸子の兄。は後深草上皇に奏して、此事は龜山上皇が御承知の上の事であらう、院は故院の御處分に違背して、關東から斯く今上天皇をお立て申したのを不快に思うての事であるから、實に容易ならぬ事であると、龜山院を六波羅にお遷し申さうと申請した。上皇は御聽許はなかつたけれども、しかし上皇に對しての嫌疑は依然として晴れないでの、上皇は御自身の知し召さぬ事といふ趣の誓書を關東北條貞時の執權に遣はされて、始めて事は落著した、此事の起らぬ前から上皇は御落飾であつたが、此後は一層寂しげに世を送らせ給ふ事となり、皇位に對する關東の干渉の爲に、後深草・龜山の兩統は全く其位置を轉するに至つた。

兩統の迭立
伏見天皇

伏見天皇は永仁六年に御讓位あり、東宮胤仁親王が位に即きて後伏見天

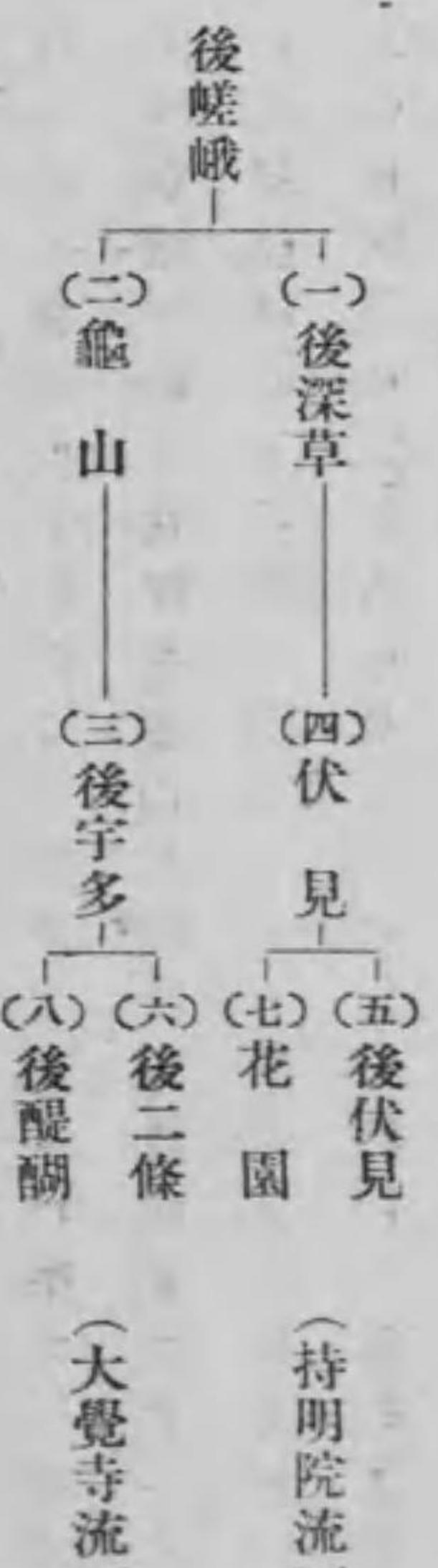
皇と申し、その東宮には後宇多院の皇子なる邦治親王が立たせられた。初め後深草院の統は二代相續いで皇位に登られたので、後宇多上皇は之を悦ば給はず、左中辨藤原定房を鎌倉に遣はして、先帝の詔に違ふ事を責めしめた。斯くの如く兩統の御争について、幕府は其一方の爲に計れば、他の一方から責められる、幕府の之に對する處置としては唯一つあるのみであつたから、そこで執權貞時は後深草・龜山の兩統の流派を交互に立てる事を計らつた。伏見上皇は持明院に住み給ひしより、後深草の統を持明院の流といひ、後宇多上皇は嵯峨の大覺寺に居られたから、龜山の統を大覺寺の流といふのである。是に至つて後伏見天皇は在位僅に三年にして、正安三年に大覺寺統なる東宮邦治親王後二條天皇に御讓位あり、其東宮には伏見院の第二の皇子後に花園天皇が立たれ、院政は後宇多院が視させられた。後二條天皇は在位七年の後延慶元年に崩じたので、持明院統より花園天皇が即位し、其東宮には大覺寺統から關東に申し遣はして、後宇多院の第二皇子尊治親王を立てられた。花園天皇は在位十二年にして文保二年二月に御讓位あり、東宮尊治親王が即位

花園天皇

後二條天皇

後醍醐天皇

せられた、即ち後醍醐天皇である。而して天皇の御即位に續いて新たに立たれた東宮は、後二條院の一の宮邦良親王であつたので、大覺寺統に於ては二代相續いて立坊の事となり、之が爲に持明院統に於ては後伏見の皇子量仁親王（後に光）を後醍醐天皇の儲貳たらしめんとする希望が達せられず、其後の立坊の事に關して紛議があつた。後嵯峨天皇以來の、兩統繼承の順序は左の如くである。

北條幕府
皇統の分争と

此の如く後深草・龜山の兩天皇が兄弟相繼いで皇位に登らせられた時、特に其一系にのみ天位を傳へしめんとせられた父皇の御遺詔は、却て皇位に對する紛争の禍因となつた。而して兩統が分争せんとするについて、後深草かを最負するのではないか、この皇統の争ひは單り宮廷内部の争ひたるに過ぎなかつた。然るにこの争ひをして宮廷内部に止まらしめず、國家全體に亘れる大争亂たるに至らしめたのは、後醍醐天皇の治世に際して起つた所の北條幕府の瓦解である。

北條義時が頼經を九條家から迎へて、名のみの將軍とした事は既に述べたが、時頼が執權中、北條朝時の子なる光時が、時頼と權を爭ひて之を除かうと謀つた時、頼經も此謀に預つたといふので、京都に追ひ返へされた。次の將軍頼嗣は頼經の子であつたが、三浦泰村の弟光村は、頼經幼少の時より之に昵近して居たので、頼經の京都に追ひ返へされたのを憤慨し、密に頼經を迎立せんと企て、事遂に泄れて、泰村兄弟及び其一族が北條氏に滅ぼされた事がある。寶治元年、此後も頼經は再び關東の將士に通じて、北條氏を滅ぼす企をし

北條氏の將軍
廢立

將軍頼嗣

攝家將軍二代

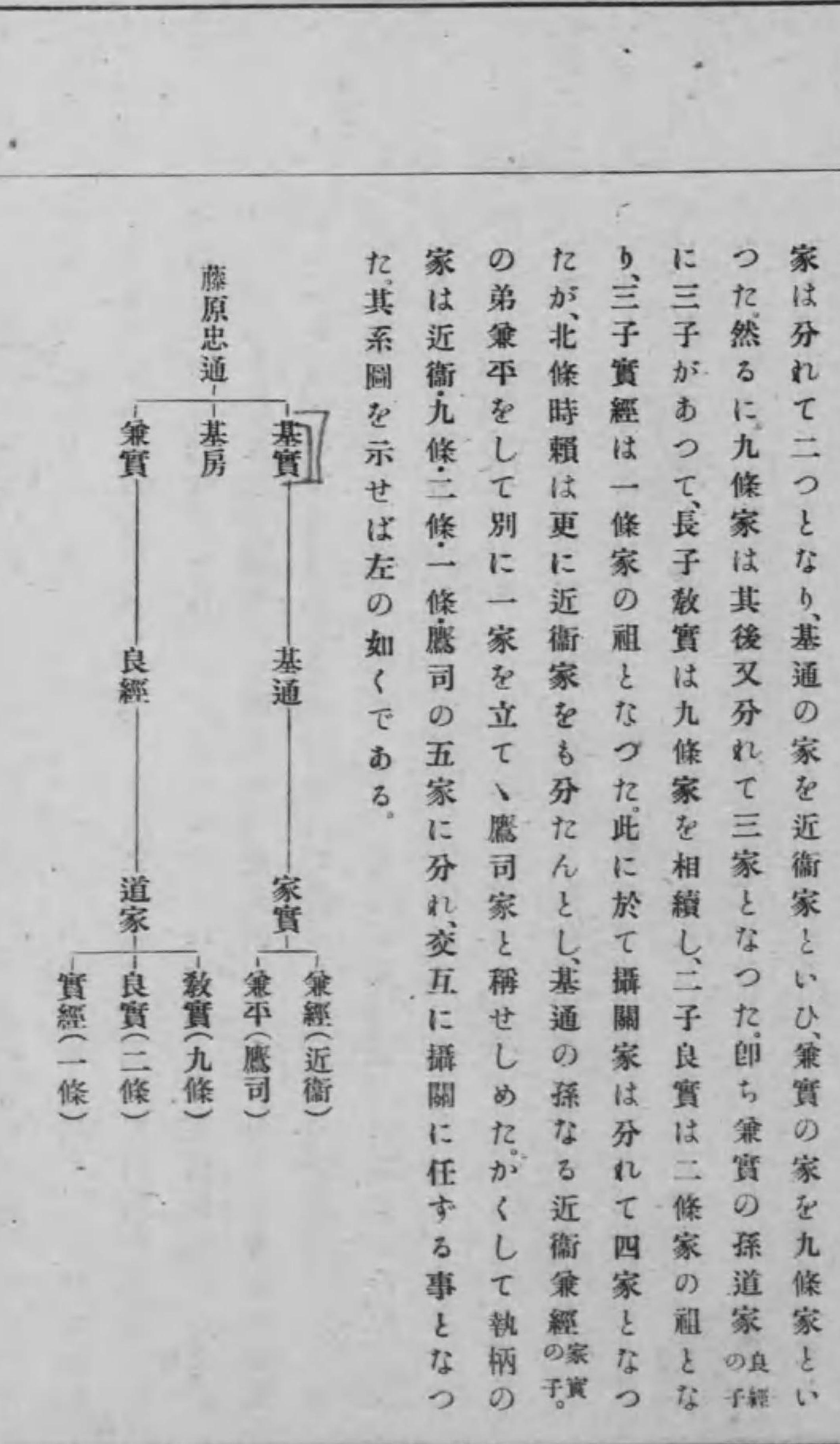
宮將軍四代

たから、頼嗣も亦京に追はれる事となつた。以上二代は攝家將軍であつたが、北條氏は是に至つて宮將軍を迎ふる事とした。宮將軍の第一は、後嵯峨天皇の皇子なる宗尊親王であつて、十一歳で將軍に迎へられたが、程へて親王に昵近せる僧良基等が、北條氏を謀つた事から疑がかゝつて廢黜せられ、次に立たれた惟康親王宗尊親王の御子。も亦北條氏顛覆の謀に與つたとの嫌疑を以て追はれた。第三には後深草天皇の皇子久明親王が、御年十四歳で京都から迎へられて將軍となられたが、嘉元三年に時頼の孫宗方が義時の孫時村を殺したのは、親王の命に出でたとの嫌疑を以て廢せられた。第四に立たれた守邦親王久明親王の御子。は北條氏滅亡の際までの將軍であつた。

近世まで五攝家といつて、攝政關白の職に任する藤原氏に、五家の流派を生ずるに至つたのは、北條氏の時代であつた。初め藤原忠通に基實・基房・兼實の三子があつて、基實・基房は相繼いで攝政關白となつたが、其次には基實の子基通が此職に任じ、三人の兄弟の中兼實一人は取り残されて居たのを、頼朝が引き立て、攝政とした事は既に述べた所である。斯くて攝關

五攝家の分立

家は分れて二つとなり、基通の家を近衛家といひ、兼實の家を九條家といつた。然るに九條家は其後又分れて三家となつた。即ち兼實の孫道家良經の子。に三子があつて、長子教實は九條家を相續し、二子良實は二條家の祖となり、三子實經は一條家の祖となつた。此に於て攝關家は分れて四家となつたが、北條時頼は更に近衛家をも分たんとし、基通の孫なる近衛兼經家實の子。の弟兼平をして別に一家を立て、鷹司家と稱せしめた。かくして執柄の家は近衛・九條・二條・一條・鷹司の五家に分れ、交互に攝關に任する事となつた。其系図を示せば左の如くである。



北條幕府の衰

第三十三章 北條氏の滅亡

幕府が自家の安全を謀る必要から、事につけ折に觸れて武人の駕馭に心を用ゐた事は、其創立の當初からであるが、殊に承久の變亂以後、地位の危険を一層深く自覺してからは益制馭の程度を強くするに至つた。併し此の如き籠絡手段のみで其地位の安全を期待し得べきものでない。幕府が守護や地頭の武人團體から組織せられて居る封建社會の統率者である以上は、是等武人の社會に對して満足をも與へると共に、之を進退し得べき威力をも備へて居る事が、其存立についての最も重要な條件である。然るに北條氏の中世以後に於ける幕府は、漸く此最後の條件に適合しないものとなつて來た。蓋し文永・弘安の元の襲來に對する國民の防禦は、其財力を費した事が著しく、戰後に於ける邊要の警備も數十年の久しきに亘つて繼續せられたのであるから、其經濟界に及ぼしたる影響は非常なものであつたに相違ない。而して幕府が其御家人及び御家人にあらざる武士をも督促して、一意外

敵の防禦に當らしめたものは幕府であるから、其戰功のあつた者には一々これに恩賞を與へなければならぬ。茲に又朝廷が中心となつて、戰前・戰後を通じて、敵國調伏の祈禱を諸國全般の神社・佛寺に行はしめた事も亦非常なものであつた。而して彼の颶風の發生によつて敵艦の破壊せられたことは、即ち神佛の加護の然らしめた所であるといふので、この祈禱を行つた社寺に對しても、或は土地田畠を寄進し、或は社殿堂宇の造營を行はなければならなかつた。これが爲に實際戰功のあつた武人も十分なる恩賞沙汰に預かる事もできず、邊要の警備は依然として繼續してゐるといふ有様であるから、一意國家の爲に力を邊防に用ゐた北條氏も、武人社會からは謳歌せられないのみならず、自然に人心を失はしむる結果を來したらしい。

内部の不統一

加之幕府の内部に於ては、既に時宗の頃よりして權力の爭が相繼ぎ、自然幕府の統一に缺陷が生じて来て、漸く北條氏を衰運に導いた事をも認めねばならぬ。即ち弘安の頃には、秋田泰盛が執權時宗の妻の父にて權を專にして居たが、弘安七年に時宗が死んで其子貞時が十四歳で執權となつたから、

政長時高資の悪と

泰盛は又外祖として彌羽翼を張つたので、内管領長崎頼綱が「泰盛には吾が子を將軍にしたい野心がある」と貞時に訴へたので、泰盛父子は誅せられて、弘安元年頼綱の獨舞臺となつた。さうなると頼綱は又もや吾が子を將軍たらしめんと謀つて、父子共に誅せられた。永仁元年から貞時は正安三年に出家したが、此時實子高時の未だ生れない時だから、貞時の從弟師時が代つて執權となつた所、同じく貞時の從弟なる宗方は、師時に越えられたのを無念に思ひつゝ、幕政を專にして居たが、先づ時の連署なる時村を除かんとし、將軍の命と稱して之を殺したので、宗方及びその黨與は貞時の爲に誅せられた。嘉元元年

高時以前に於ける幕府の内情は既に此の如くであつたから、暗愚なる高時が執權たるに及んで、權臣の事を恣にする事が益甚しくなつたのも、決して怪しむには足らない。

正和五年に高時が執權となつた時は、なほ十四歳の少年であつたから、内管領長崎圓喜エシキと高時の妻の父秋田時顯とが幕府の政を後見して居た。然るに圓喜が退隱して職を子の高資に譲つた後は、高資は高時の暗愚に乗じて

陸奥の亂

心に任せて事を專にし、幕府の政道は正體なくなつたから、東國の武人から深く疎まる、やうになつた。而して遂に幕府の無能を天下に暴露するに至つたのは、長崎高資の惡政に基づいて起つた陸奥の反亂であつた。元亨年中に陸奥の豪族に安東季久といふがあつて、これは義時の時に蝦夷の管領に補せられた安東五郎の後裔である。其季久が同族なる季長との間に訴論の事があつたのを、高資は双方から賄賂を取つて理非の裁決を明かにせなんだ爲に、雙方が各夷人を驅り催して鬪亂に及び、幕府は之に對して度々打手を下したけれども、軍敗れて功を奏せず、幕府の價値は全く下落して了つたのであつた。

斯く鎌倉幕府が漸く武人社會の人望を失ひ、孤立の状態が顯著になつた時に當り、朝廷に於ては後醍醐天皇の卽位と共に著しく朝政の活動を見るに至つた。文保二年高時執權となる年。御年三十に満たせ給へる後醍醐天皇が、持明院統なる花園天皇の讓を受けて御卽位あり、之に後宇多法皇が政を院中に聽かせらるゝや、院政に參與すべき公卿十二人を定められたが、中にも洞院實

親政の活動

後醍醐天皇の

院政の活動

天皇親政の
好評

泰・花山院師信・吉田定房・萬里小路宣房の如きは、當時の公卿中に傑出せる俊才であつた。而して是等の公卿は院廳の評定ある毎に、朝政の刷新に就いて議する所あり、之れに關して建白せしことも前後甚だ多く、後宇多法皇の院政は頗る活氣を帶びたるものであつたが、法皇は遂にこの變態なる院政の廢止をも斷行して、政事を天皇に還される事となつた。元亨是に於て後醍醐天皇は親政せられ、記錄所を開設して親ら訴訟を聽断せられた。當時朝廷にて行はるゝ政務の主要なるものは、公卿若くは大寺大社の所領に關する訴訟事務であつて、從來は院の文殿にて執り行うて居られたが、今や天皇の御親政と共に是等政務が記錄所に移されて、天皇が之を親裁せらるゝ事となつたのである。かくて政務參與の公卿にも法皇の院政の時とは多少の變動あり、日野俊基・日野資朝の如きが重用せられた。天皇は深く意を政治に留めさせられたから、持明院統なる花園上皇も、天皇の親政を歎賞して、「近日政道歸淳素、君已爲聖王、臣又多人歟」と仰せられた。

正中の變

北條幕府の衰弱が著しく外面に表はれて來た時に、朝廷が此の如く活氣

を帶びて來たといふことは、これやがて承久の古事が繰り返される事を意味するものである。後宇多法皇が朝政を後醍醐天皇に譲り給はんとする前に、法皇は先づ吉田定房を鎌倉に遣はして、其旨を幕府に豫告せられた。增鏡の著者がこの事に就いて、「大方はいとあさましうなりほてたる世にこそあめれかばかりの事は父御門の御心に、いとやすく任せぬべきものをとめざまし。されど昨日今日に始まりたる事にもあらず、承久より此方は、かくのみ成りもて來にければなめり」と陳べた。著者自身の感慨は、亦實際法皇天皇の痛切に感せられた所であらう。されば承久以後に於ける公武の關係は、朝廷をして再び政權回復の御志を振はしめざるを得ず、北條討伐の計畫は英邁伊に下り、以て密旨を所在の豪族に傳へ、美濃の武士なる土岐賴貞・多治見國長が朝命を奉じて京都に居たなどの事があつて、北條氏討伐の計畫は隱密の間に行はれたが、是等武士の在京してゐる事は、遂に六波羅の探知する所

元弘の變

となり、正中元頼貞・國長は誅せられ、資朝・俊基は鎌倉に護送せられた。是に於て天皇は萬里小路宣房を勅使として鎌倉に遣はされ、誓書を高時に賜はり。今回の事は叡慮に出でたものではないといふ趣を辯明せられたので、資朝が佐渡に流された丈で事済みとなつた。俊基は鎌倉にて乱の結果釋された。是を正中の變といふのである。

正中の御企は此の如く一旦は朝廷の失敗に歸したけれども、後醍醐天皇はこの後もなほ討幕の御計畫を秘密の中に續行せられ、或は僧圓觀・文觀等を宮中に召して關東調伏の祈禱を修せしめ、或は南都・北嶺に行幸ありて、奈良の大衆や山法師の力を藉るべき素地を作られた。天皇の皇子なる尊雲・尊澄の兩法親王が相踵で天台座主に補せられたのも、益僧徒の心を集むるに都合よく、尊雲法親王は護良は座主をやめられて後も、大塔宮と申す。只管僧兵の勢力に依頼して事を成さんとせられたが、不幸にしてこの計畫は再び關東の知る所となり、元弘元年五月、俊基及び圓觀・文觀等は、幕府の使者に捕へられて鎌倉に送られた。最早此に至ては我より進んで事を初めんと、天皇は忍びくに御用

入天御笠置に

楠木正成の勤

意あり先づ六波羅を攻むるまぎれに叡山に行幸せんと定められたので、かの兩法親王尊雲・尊澄は衆徒を引き具し待ち構へて居たが、此度も六波羅に偵知せられて、六波羅の兵は内裏を襲はんとしたから、八月廿四日遽かに宮中を出て、南都に行幸あり、尋で山城なる和束の鷲峰山ワカツシマツカに行幸せられたが、此處も思はしからずして、終に笠置の山寺に入らせられた。是より先き天皇は、かねて行幸を待ち構へたる山門の衆徒の失望せん事を恐れ、花山院師賢を天皇に擬して叡山に遣はされたので、六波羅の武士は叡山に押し寄せ、衆徒と戦を交へたが、やがて天皇の笠置に落ちられた事が知れ渡り、山の衆徒も漸く心變りしたから、尊雲・尊澄の兩法親王も此處を逃れて笠置に入つた。

笠置に於ては大河内・伊賀・伊勢等の兵士も集り來り、中にも事の初めから頼みおぼされたる河内の楠木正成は、若し笠置にして危からんには、己の館に行幸を仰がんとの用意をも整へて居た所、幕府が西上せしめた大佛貞直・金澤貞冬・足利高氏等の率ゐる大軍は、笠置を犯して之を陥れ、九月轉じて楠木城赤坂を攻めて之を拔いた。十笠置の陥るや、是より先き大塔宮は、笠置を

光嚴院
北條氏と武人

出で、楠木城に座したから、天皇も亦其處へと志して落ちられたけれども、途中で賊兵に見付けられて六波羅に入御せられた。月而して北條氏は是より先き既に東宮量仁親王正中の邊の後、東宮邦良親王が薨去になつた時(嘉暦元年)北條氏は天皇の御意志に反して、後伏見院の皇子量仁親王を立てた。を立て、新主光嚴となし、遂に翌元弘二年三月後醍醐天皇を隱岐に尊良親王を土佐に尊澄法親王を讚岐に遷し奉つた。即ち承久の例にならひ義時の故智を襲うたものである。然りと雖も元弘の御企は、承久の當時と同一手段で鎮壓せらるべきものではなく、承久の北條氏も元弘のそれとは大なる相異であつた。

嘉暦元年に高時は病に依つて出家したが、幕府の亂雜は彌甚しい。高時の出家によつて、之に代つて執權たるべき者は、其弟泰家であつたのを、長崎高資は専斷を以て金澤貞顯貞顯の子を執權たらしめた。隨つて泰家母子の憤り深く、貞顯を誅せんとするの企があつたので、貞顯は評定の出仕一兩度にして出家し、赤橋守時が執權となつた。これも亦高資が私の取計ひであつた。元徳二年には、さすがに暗昏なる高時も、多少目が醒めてか長崎高賴をして高資

陸奥の叛乱

を討たしめんと謀つたが、事露顯に及んで高賴は却て奥州に流された。北條氏の内訌は此の如くなる上に、かの元亨の頃からの陸奥の騒亂も容易に鎮定しない。正中二年に幕府は安藤季長の蝦夷代官を停めて季久に與へたが、之が爲めに彌亂れたので、幕府から差し向けた打手は、季長を捕へて鎌倉に歸つた。然るに季長の餘黨は尙も叛亂をつけたから、嘉暦二年に幕府は大军を送つて之を征伐したけれども、それも容易くは叛徒を戡定すること能はず、翌年其城郭を毀つて始めて之を降すことを得た。斯の如く内には部内の統一を缺き、外には威力を失つた北條氏は、たとひ高時が大くひ田樂に耽溺せずとも、封建的武人の主宰者として幾何の價值もない。天下の武人が之に賞罰與奪の權を委任し、其權力の下に服從して、所領の安堵を冀ひ得べき資格のある者ではないから、北條氏と武人社會との連鎖は極めて微弱になつたのである。此時に當つて再び公武の一大衝突が起つたとしたならば、是等の武人が北條氏の擁護者となるであらうか、將た朝廷の擁護者となるであらうかは、固より明白な問題である。

北條氏の滅亡

大塔宮の軍令
旨と勤王の軍

さて北條氏は天皇を隱岐に遷し奉れる後、與謀の公卿の處分をも行ひ、北畠具行・日野資朝・同俊基・烏丸成輔をば斬に處し、花山院師賢・僧圓觀・文觀等をば流罪に處した。斯くて今度の變亂は、大體に於て終局を告げた様に見えたが、そはたゞ外形だけの事である。さきに楠木城の陥ちた時、大塔宮は逐電し正成も亦遁れたが、此後切りに再舉を計畫し給へる宮が、兵を吉野に擧げ、正成も亦河内・大和の堺なる金剛山に據守するに及びては、宮の令旨を奉じて勤王の兵を擧ぐる者が諸方に起つた。赤松則村は播磨に旗揚して、大山寺の衆徒が之に應じ、伊豫には土居・得能の諸氏が宮方となつて兵を擧げた。關東よりは大軍再び西上して吉野及び金剛山に迫り、吉野が先づ陥落したので、東軍は正成の據守せる千早城に集つて總攻擊となつたが、正成は防戦に力を盡して能く孤城を支へて居た。此間に隱岐にまします。天皇は、屢々大塔宮から遣はされた御消息によつて、内地の状況の有望な事を知し召されたから、元弘二年閏三月潛に隱岐を出で、伯耆國稻津浦八幡郡かに著御あり、附近の豪族を召されたので、名和長年は聖旨を奉じて天皇を船上山なる山寺に入れ

六波羅の滅亡

奉つた。而して此行在所に於て朝敵を追討すべき宣旨を諸國に遣はされたから、赤松則村は勅命を受けて播磨から京都に攻め上り、菊池武時は錦旗を肥後に翻へして、博多なる探題府を襲うた。但し武時は探題北條英時の兵に破られて、父子一族多く戦死したが、則村は京都に攻め入つて之を動搖せしめたから、後伏見花園の兩院及び光嚴天皇は、六波羅に行幸せらるゝ事となつた。この時關東から西上した足利高氏も、伯耆よりの勅命を蒙りて、その領所なる丹波の篠村に兵を擧げ、且つ諸國に勅命を傳へて合力を促し、乃ち戈を逆にして、伯耆より差し向けられたる千種忠顯の軍、及び赤松則村等の軍と共に六波羅を攻めた。遂に五月七日の戰に六波羅の軍利を失ひ、南方の北條時益は流矢に中りて死し、北方の北條仲時は、光嚴院及び兩院後伏見。を奉じて近江に遁れた所、同國番場の宿の山中にて、近江美濃等の士兵が蜂起し、道を塞いで攻め戦ふに遇ひ、仲時以下多く自殺した。かく六波羅の滅亡する時を同うして、關東に於ては新田義貞が義旗を上野に揚げ、武藏に攻め入りて關戸河原、分倍河原等の諸戰に、鎌倉の討手の大將なる北條泰家の軍

鎌倉の陥落

足利高氏の願文
鎌倉の陥落

を破つて鎌倉に逼り、激戦數日（五月十八日より）にして之を陥れたから、五月二十二日に高時以下の一族は葛西谷なる東勝寺に入りて自殺し、賴朝の墓後前後百三十餘年間幕府の實權を握つて居た北條氏は此に滅亡した。

此時高氏が篠村の八幡宮に進めた願文は、高氏の歸順の動機を伺ひ得べきを以て、参考の爲に茲に其全文を掲げておく。

敬白 立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之廟神也。而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不優異哉。依之代々滅朝敵、世々誅凶徒。于時元弘之明君、爲崇神、爲興法、爲利民、爲救世、被成綸旨之間、隨勅命所舉義兵也。然間占丹州之篠村宿、立白旗於楊木本、爰於彼木之本、有一之社、尋之村民所謂大菩薩之社壇也。義兵成就之先兆、武將頓速之靈瑞也。感涙暗催、仰信有憑。此願忽成、我家再榮者、令莊嚴社壇可寄進田地也。乃立願如件。

元弘三年四月廿九日 前治部大輔源朝臣高氏敬白

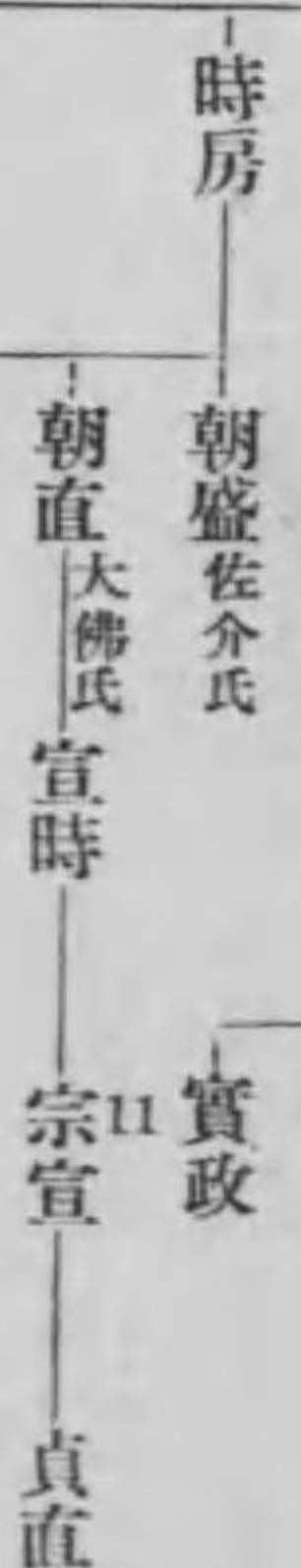
高氏が右の願文を八幡宮に進めて、旗を其社頭に舉ぐると同時に、彼は又

諸國の豪族に其旨を傳へて合力を求めたが、此際彼が用ゐたる文書は甚だ小さく、方二三寸の絹布に「自伯耆國蒙勅命候之間、參候合力候者本意候、恐惶謹言」とあり、若くは之に似た簡単なる文句であつた。

○北條氏の系図

（数字は執權職となつた順序）





第三十四章 建武の一統

後醍醐天皇の

遷幸

足利高氏の歸順と、新田義貞の舉兵とは、北條氏に對する致命傷となり、兩六波羅が先づ滅亡して、鎌倉の沒落が之に次いだ。伯耆の行在所に於ては、先づ六波羅の捷報を聞し召されると、後醍醐天皇は早くも御歸洛を決せられて、船上山を御發駕あらせられたが、天皇の御入洛以前に、九州に於ては、少貳貞經、大友貞宗等が博多の探題府を攻め、探題北條英時は自殺したから、^{五月二十日}元弘三年の五月には、東西の兵亂が一時には其鎮定を見るに至つたのである。かくて天皇は六月四日に御入洛あつて、先づ東寺に入御あり、遠き行幸より還御ありたる儀式を以て、翌日内裏に入らせられた。是より先き天皇は詔して北條氏の奉立せる光嚴院を廢し、且つ正慶の年號を停めて元弘に

探題府の滅亡

光嚴院を廢す

復せられたが、此に至つて元弘二年九月以後の任官叙位は、皆之を停廢し、先主の東宮康仁親王をも廢せられた。關白をば置かれずして、二條道平に左大臣・氏長者の宣下があつて、事實上の親政となつた。前右大臣久我長通、前内大臣洞院公賢等は還任し、萬里小路藤房・四條隆資等の流罪の公卿も召し還へされた。又足利高氏は内昇殿を聽されて從四位下に叙し、護良親王は志貴山より御入洛あつて、征夷大將軍に任せられた。

斯くて北條氏の幕府が顛覆して、所謂天下一統となつたから、從來幕府にて執り行うて居た政務をも、京都の朝廷に於て併せ行はねばならぬ事となつたによつて、記録所が復置せられて、大事は此所にて御裁許があり、又一統の政治中最も重要な部分を占めてゐた所領に關する訴訟事務を裁判する爲には、雜訴決斷所が設けられ、其所員は、初めは三番三組に分れて事を執るのであつたが、其後人員を増加し、八番に分れて五畿七道の事務を分掌する事となつた。而して此等の所員は公卿に配するに武人を以てしたのである。又武者所を置き、新田氏の人々を頭人とし、其他の諸家の輩と共に結番せし

記録所

雜訴決斷所

一統の政

關白を止め
る親政とな

武者所

國司及び守護

められた。諸國には國司及び守護を任せ、國司は多く公卿が任せられた。但し高氏を武藏守に、此時、高氏となる。新田義貞を越後守及び上野・播磨の介に、楠木正成を攝津・河内兩國の守に任せられた如きは、その戰功を賞せられた特典であつた。陸奥及び出羽の鎮めとしては、陸奥守北畠顯家が義良親王ナガルを奉じ、父親房及び結城宗廣が之を輔けて、多賀の國府に治し、奥州式評定衆・引付衆・政所執事・評定寺社安堵の諸奉行及び侍所が定められた。又關東を治するが爲には、相模守足利直義が義良親王の兄成良親王を奉じて鎌倉に下向し、やがて親王は上野太守に任じ、直義は執權に補し、政所執事・引付頭・御所奉行等も定められた。

此の如くにして天下は一統の形となつたけれども、久しい間對立して居た公家と武家とは、北條氏の滅亡と共に直ちに融和するといふ譯にはゆかない。後醍醐天皇の北條討伐の計畫が、幾多の困難に遭遇して、遂にその成功を見るまでの間、終始力を盡され、功勞の最も大きかつたのは護良親王である。親王は各地に轉戦して、死生の間に出入せられたのみならず、其諸方に下

武家側の代表者

されたる令旨は、諸國の豪族をして勤王の旗を翻へさしむるに非常な力があり、元來朝廷に接近し易き畿内西國の武士は、殊に心を親王に寄せて居たから、護良親王は元弘・建武の間に於ける公家側の勢力の代表者であらせられた。而して足利尊氏は、其勳功の大小如何はとにかく、彼は源家の一族で、原來家柄が高い上に、地盤を固める事に注意深かつた。義貞の鎌倉を攻めた時尊氏の子義詮は年僅に四歳であったが、既に義貞の軍中に置かれてあつた。鎌倉没落の後は、尊氏が京都から遣はした細川和氏は、この義詮を輔けて鎌倉を鎮し、新田の一族は其後上洛したので、足利の威勢は關東に重かつた。又尊氏が六波羅を陥れて、京都が一時無政府の状態であった時は、尊氏は或は合を下して所領の濫妨を停止し、或は書を與へて賊徒平定の功を感賞し、只管人心を收攬するに力めたから、東國の武人は殊に心を寄せ、中興の業漸く成ると共に、尊氏は早くも武家側の勢力の代表者になり済した。然るに此兩代表者は勢衝突を免れず、一統の後幾ならずして、親王が尊氏を除かんと企てられた事もあり、其後建武元年には親王及び新田義貞・楠木正成・名和長年

兩勢力の衝突

が、潛に天皇の命を請うて、屢々尊氏を討たんと謀つた事もあつた。其六月には親王が兵を率ゐて尊氏の第を襲ふといふ風聞が立つて、尊氏も亦兵を集めて第を固め、之が爲に京中の騒動となつた事もある。これが爲に尊氏の憤は甚しかつたので、天皇は遂に親王を拘禁せられ、其後更に鎌倉に流されたが、實は此尊氏排斥の企は、天皇の叡慮から出たのを、親王の責に歸せられたのだといふ事である。而して親王と尊氏との不和は、單に親王御一人と、尊氏其者との個人的の軋轢のみではなく、保暦間記に、其比親王が一統の當利尊氏を除かんとせられた比。畿内西國の武士、楠など申す者は皆彼宮の御方なりければ、便宜あらば高氏を討んとせられたれども、東國の武士多くは高氏方なりける上に、譜代の武勇なれば輒くも討れず」と書いてあるやうに、其背後には公家方と武家方との不一致なる事が籠つて居たので、天下一統の後、公家の口すさみにも、好んで「尊氏なし」との詞が放たれたといふのは、即ち之が爲である。要するに建武の中興は、一統とはいふが、決して公武の關係を融合調和せしめたものではなかつた。

新田と足利と
の優劣

朝政と公卿

足利氏は新田氏と共に源義家の裔である、義家の子なる義國に二子があつて、嫡子義重は上野の新田に住して新田氏といひ、次子義康は下野の足利に居て足利氏といつた。それ故新田氏は嫡流であつたけれども、足利氏は北條氏が執權となるに至つて、數代の間其姻戚となつてゐたから、門閥の威勢が盛であつて、新田氏は遠く之に及ばなかつたのである。

武人の多數は、北條氏の治世に満足ができず、一旦朝廷の擁護者となつたものゝ、やはり公家一統の政治にも満足する事が出来ないから、建武の朝政は是等武人の心を繋ぎ得べきものではなかつた。中興の業漸く成つて、諸人の恩賞を競望する事衆蠍の糖塊に聚まるやうな時、之に對して公平なる處置を行はん事は、決して容易の事ではない。神皇正統記の著者なる北畠親房は、この間の事情を詳にして、今は本所の領といひし所さへ、皆勳功に混せらし奉るによりて、皇威もいと輕くなるかと見えた。斯かれば其功なしといへども、古より勢ある輩をなつけられん爲にか、或は本領なりとて給へるも

紙幣の始か

あり、或は近境なりとて望むもあり、國所を以て行はるゝに足らざれば、國郡につきたりし地、若は諸家相傳の領までもきほい申けりとぞ」といつた。天皇は「今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」とて英斷なる勅裁もあつたけれども、近臣が臨時に内奏を經て非儀を申し立つれば、綸言朝に變じ暮に改まり、所謂諸人の浮沈掌を返すが如くであつた。加之公卿は公家一統の業成つた上は、やがては延喜天暦の古に復し得べしと考へたから、元弘三年の冬には、承明門の造立もあり、大内裏を造營せられんとて、其役夫工米を諸國に課せられた事もあつた。これ皆舊思想の表現の一つであるが、とにかく兵亂の後急に大工事を起されたのは、宜しきを得たものでない。又建武元年には、官錢を造つて乾坤通寶といひ、銅楮並び用ゐしむといふ詔勅が下されたが、これは村上天皇以來断絶して居つた官錢の鑄造を復興せんとせられたのである。但し紙幣通用の企は日本では此時が始であらうが、共に實行せずして終つたらしい。

延喜天暦を夢想する公卿は、其武人を見る事も平安時代の貴族が、武將を

東夷といつて、特種部落のやうに思つてゐたと同じ態度であつた。北畠親房が「關東の高時天命すでに極りて、君の御運を開きし事は、更に人力といひ難く、武士たる輩言へば數代の朝敵なり、御方おほに參りて其家を失はぬこそ、餘りある皇恩なれ、更に忠を致し勞を積みてぞ、理運の望みをも企て侍るべき、然るを天の功を竊みて己が功と思へり」と言つたのは、武人を輕視した公家の思想を代表した詞である。抑も武人が北條氏を仆したのは、彼等が武家政治其者を悦ばざる爲ではなくて、北條氏の政治を喜ばざる爲であつたから、今や此の如く公家に疎隔せられた武人は、此に至つて再び武家の政治を追慕せざるを得ない。武人の嚮背に因つて成就した一統の業は、亦武人の嚮背に因つて破壊せられねばならぬ運命となつた。この趨勢を利用して、自家の野心を満たさんと企てた者は、彼等武人の間に勢力のあつた足利尊氏である。

建武元年八月の二條河原の落書は、最もよく當時の京都の世態を寫したものであるから、次に其全文を掲げる。方言又は誤写にて、読みかねる所もあるが、本のまゝに出す。

此比都にはやる物 夜討強盜謀論旨 召入早馬忠騒動 生頭還俗自由出家

俄大名迷者 安堵恩賞虚軍
追從證人禪律僧 下克上する成出者
きつけの冠上のきぬ 持もならばぬ笏持て
我も／＼とみゆれども 巧なりける詐は
まな板鳥帽子垂めつゝ 憑かなるにや劣らん
いくそばくそや數不知 氣色めきたる京侍
尾羽をれ垂むふせ小鷹 内裏ながみと名付たる
太刀より大きに拵へて 手毎に誰も据たれど
日錢の質の古具足 前さがりにぞ指ほらず
鎧直垂猶不捨 關東武士のかこ出仕
邇くはやる小笠懸 弓も引えぬ犬追物
在々所々の歌連歌 點者にならぬ人そなき
犬田樂は關東の ほろぶる物と云ながら
鎌倉釣に有鹿ど 都はいとゝ倍増す
幕引まわす役所齋 其數しらず滿々たり
去年火災の空地共 くわ福にこそなりにけれ
非職の兵仗はやりつゝ 路次の禮儀辻々ばなし
四夷をしづめし鎌倉の 右大將家の擬より

本領はなるゝ訴訟人 文書入たる御幕
器用の堪否沙汰もなく もるゝ人なき決断所
内裏まじはり珍しや 賢者頗なる傳奏は
愚かなるにや劣らん 菩中美物にあきみちて
たそかれ時に成ねれば 浮れてありく色好
人の妻輦のうかれめは よその見目も心地あし
鳥とることは更になし 鎌作のおほ刀
ばさら扇の五骨 ひろこしやせ馬薄小袖
下衆上戻のきはもなく 大口にきる美精好
弓も引えぬ犬追物 誰を師匠となげれども
事新き風情なり 落馬矢數にまさりたり
ほろぶる物と云ながら 京鎌倉をこきませて
點者にならぬ人そなき 譜第非成の差別なく
田樂はなほはやる也 一坐捕はねえせ連歌
鎌倉に立つ簾屋は 自由狼藉の世界也
諸人の敷地不定 半作の家是多し
町ごとに立つ簾屋は 荒涼五間板三枚
諸人の敷地不定 茶香十炷の寄合も
適のこる家々は 黒定せられて置去の
花山桃林さびしくて 牛馬華落に遍満す
只品有し武士もみな なめんたらにぞ今はなる

朝に牛馬を飼ながら 夕に賞ある功臣は
通分の昇進するもあり 定て損であるらんと
御代に生れてさま／＼の 事なみきくぞ不思議共

左右におよばぬ事ぞかし させら忠功なけれども
仰て信をとるばかり 天下一統めづらしや
京童の口すさみ 十分一をもらすなり

尊氏は自家の勢力を利用して、天下に覇たらん事を企てたが、其此に至つたのは、父祖以来の宿志に基づく所といはねばなるまい。難太平記の言ふ所によれば、初め足利氏には義家の置文なるものがあり、七世の後に生れ代つて、天下を取らんとの事が書いてあつた。尊氏の祖父家時は恰も其代に當つたが、併し時期は未だ到来せざるが爲に、家時は之を遺憾とし、我が命を縮めて、三代の中に天下を取らしめよと八幡宮に祈願し、自筆の置文に子細を記して割腹して死んだが、嘗て尊氏は此置文を、本書の著者なる今川貞世了に示し、今天下を取つたのは此發願によると語つたといふことである。而して尊氏をして此宿志斷行を決心せしむる機會となつたのは、北條氏の餘黨が亂を起して、直義が成良親王を奉じて鎌倉して居る鎌倉を陥れた事である。而し初め北條氏が亡びて後、其餘黨の所々に蜂起する者が頻々であつた、本間・澁

北條時行の
舉兵尊氏の東下と
公武の衝突

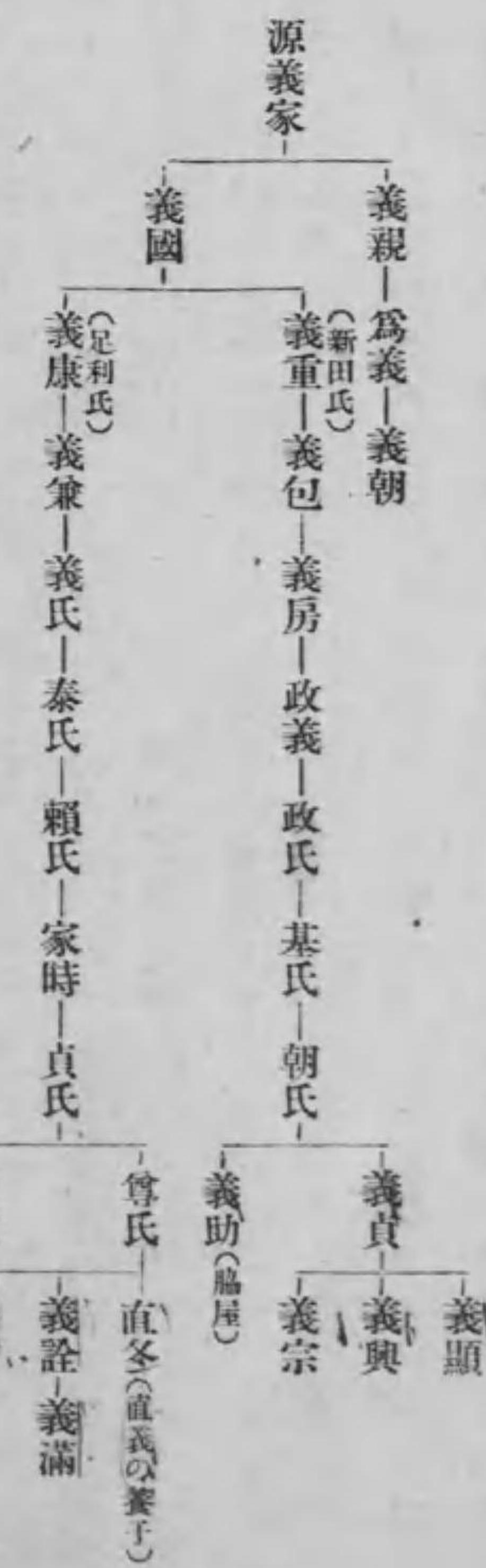
谷兩氏が兵を起して鎌倉を襲うた事、建武元年三月規矩高政の猶子等が筑前・筑後に據つて叛し、建武元年正月數月を経て平いだ事、又數箇月に亘つて、建武元年正月より翌年正月まで。叛徒が紀州飯盛山に據つた事、其他上野四郎等の長門の國府に籠つた事、正月赤橋重時等の伊豫に蜂起した事の如きが、東西共に多かつた。建武二年に信濃に起つた叛徒は、西園寺公宗と通じ、持明院の院宣を奉じて事を擧げんと企てたが、其陰謀は露顯して、公宗等は召し捕へられ、月後に誅せられたが、七月に入りて、叛徒は北條時行の子を奉じて信濃より攻め上り、武藏の女影原高萩村等の諸戦に鎌倉勢を破り、遂に鎌倉に打ち入つたから、中先代の亂と稱す。直義は此兵亂の紛れに、謹良親王を東光寺の牢御所に弑せしめ、成良親王を奉じて西に走つた。

是に於て尊氏は凶徒追伐の口實の下に、征夷將軍並に諸國の總追捕使たらんことを請うたが、悉くは許されずして、征東將軍に任せられたから、憤慨を含んで八月二日建武二年京都を出發した。公家に不快なる將士等悦んで從ひ下る者が甚だ多かつた。尊氏は三河の矢矧に於て直義に會合し、この後先代

尊氏鎌倉に
入る

方を云ふの勢を遠江の橋本に破り、佐夜の中山以下の諸戦にも連戦連捷して、同月十九日に鎌倉に攻め入つたから、叛徒の張本諒訪頼重等は自殺し、時行は逃竄し、殘敵の降る者も甚だ多かつた。そこで京都の朝廷では、尊氏の功を賞して從二位に叙せられたが、大勢の趨く所既に明かに定まつて、最早彼は朝廷の配下に立つてゐる武將ではなかつた。尊氏は自ら征夷將軍と稱し、若宮小路の代々の將軍家の舊跡に第を造り、將士も亦邸宅を此に構へ、信濃・常陸等の關所は、東下に從へる勳功の將士の賞に充てられた。京都に於ては故兵部卿親王良方、即ち公家方の武將の間に、尊氏を誅滅せんとの謀が内々に企てられ、新田義貞も之に與した。仍つて勅使中院具光の鎌倉下向となつて、關東の勢は直義に付け置きて、尊氏一身西上すべしとの勅命を傳へたけれども、直義は尊氏の上洛を諫止したので、尊氏は勅定に應じない。尊氏は此の如くにして其東下と共に謀反の計畫が整ひ、公武衝突の氣運は益迫つたが、遂に十一月に至つて、義貞を誅するといふ口實の下に、先づ尊氏・直義等の武家方から火蓋を切つた。

第三十五章 公武の衝突と吉野の朝廷



尊氏と義貞

新田氏は足利氏と共に祖先を同くし、且つ嫡流であつたけれども、其勢望は遠く足利に及ばざること年久しく述べの鎌倉を陥れたのは大部分義貞の功であつたけれども、陥れた後の利益は却て尊氏の手に收められた鎌倉陥つた後、尊氏の道はしたる細川和氏が、義詮を輔けて鎌倉を鎮めてゐた時、前参照和氏は義貞と勝負を決せんとしたが、義貞は野心を存せざる由の起請文を認めて、衝突を避け、其後一族悉く上洛せざるべからざるに至つたのである

から、新田・足利の反目衝突は到底避くべからざる勢であつた。従つて尊氏が武家方の代表者である以上は、義貞は何處までも公家方たらざるを得ない。而して今や公家側の勢力を代表し給ひし護良親王が薨せられた後に於ては、公家方の武將の中で最も族勢ある新田氏は、公家方の勢力の代表者として目指されざるを得ない譯である。是に於てか公武の衝突は、先づ尊氏對義貞の形を取つて現はれた。

十一月二日直義の名を以て、義貞誅伐の檄文を諸國に飛ばし、又朝廷へも義貞を追討すべき由の奏狀を上つた。是に於て朝廷では尊良親王を上將軍義貞を大將軍とし、在京の武士及び畿内西國の兵を率ゐて發向せしめ、且つ奥州なる北畠顯家にも、後詰に攻め上る事を命ぜられた。

斯くて官軍は鎌倉から差し上せた高師泰等の軍と、三河の矢矧川に戦うて之を破り、更に直義の軍と駿河の手越河原に戦うて之を箱根に走らせた。尊氏は海道の合戦難義なりと聞いて、鎌倉を打ち立ち駿河の竹下に向ひ、義貞がこの方面に差し向けた脇屋義助の軍を破つたので、義貞の軍も亦箱根

尊氏の叛

兩軍の交戦

賊軍の西上

東軍京師に
入る

山の東坂下に行幸あり、尊氏は京都に攻め入つた。是より兩軍の間に此所彼所で勝敗があつたが、さきに西上を命ぜられた陸奥守兼鎮守府將軍去年十一月鎌守府將軍に任ぜらる。

北畠顯家は、義良親王を奉じ、陸奥出羽の軍兵を率ゐて坂本に來る事となつたので、官軍は大に力を得て、二手に分れて賊軍を破つた。正月晦日には糺河原の合戦あり、賊軍は今日を限りと戦つたけれども、勝利を得ずして丹波の篠村に退いた。やがて尊氏は兵庫に陣して再び京都に攻め入らんとしたけれども、また官軍に破られたから、遂に船に乗つて西海に走つた。

二月十

尊氏の西國經略

尊氏は兵庫を出で、播磨の室津に著せる時、此所にて軍議を凝し、京勢の襲來に備ふる爲め、西海に落つる前に諸國を守備すべき大將を定め置くべ

諸族尊氏に

多々良濱の戰

京方の方略と

しとて、四國・播磨・備前・備中・安藝・周防・長門等に將士を配置した。かくて尊氏・直義の赤間關に到つた時、少貳貞經は其子頼尚等兄弟一族をして之を迎へしめ、大友・島津等の諸氏も喜んで尊氏に應じた。然るに公家方として兵を舉げた肥後の菊池武敏等は、虚に乘じて少貳貞經を宰府の館に攻めて之を自殺せしめ、更に進んで博多に迫らんとしたが、此時少貳頼尚以下大友・島津の將士は、尊氏・直義を擁して宗像に來り、武敏の軍と、多々良濱に戰つて之を破つたので、三月尊氏の威は大に九州に振うた。是より尊氏は宰府にあり、兵を發して鎮西各地の公家方を伐たしめ、且東上の準備を整へつゝあつた。

さて尊氏を西國に追ひ落したる京方に於ては、一方には東國の事を慮り、顯家をして義良親王を奉じて任所に歸らしめ、一方には義貞をして尊氏追討の爲め筑紫に下らしむる事としたので、親王は陸奥太守に任じて任地に向ひ、義貞は筑紫に發向したが、播磨には既に尊氏が中國四國に配置せる守將の一として、赤松則村の一族が白旗城に據つてゐたから、義貞は先づ之を攻むる事となつたが、城固くして容易く陥らなんだけれども、城内糧食に窮

したので、赤松は使者を馳せて尊氏の進發の急速なることを求める備前の三石城の守將なる尾張氏頼も、脇屋義助に攻められて、兵糧の缺乏せる事を訴へた。是に於て尊氏は一色・仁木等の守將を九州に留めて、太宰府を出で、四月九日大友・少貳以下の諸族は博多を解纏した。尊氏は長門の府中に滯在すること暫にして備後の鞆津に著し此地にて合戦評定の結果、少貳頼尚の議に従ひ、尊氏は海上より進み、直義は陸上より進む事となつた。海上では細川・土岐・河野等の諸族が四國より來り會し、陸上では備中・備後・安藝・周防・長門・美作の將士が馳せ加はつた。そこで陸上の兵は義貞の差し向けた大井田氏經が、備中の福山城に楯籠れるを攻め、之を走らせて備前に攻め入つたので、三石城を圍める脇屋義助は引き退き、義貞も亦赤松城の圍を解いて東上する事となり、尊氏・直義は大舉して愈京都に攻め上らんとした。是に於て官軍は海陸相應じて進み来る賊軍を兵庫に防がんとし、正成は湊川の近傍に陣し、義貞は和田御崎の近傍に陣して、大手・山手・濱手の三手に分れて攻め寄する敵に當つたが、義貞は兵庫の戦に打ち負けて都に落ち上り、正成は直義の率ゐ

官軍の敗北

湊川の戦
尊氏の持明院
派擁立

る大手の軍と戰うて、衆寡敵せず、正成及び弟正季以下主從三百餘人湊川に討死した。(五月廿)

尊氏が武家方の勢力を代表して、公家方の勢力に對抗せんとするに當り、彼の最も恐るゝ所は、朝敵の汚名を蒙る事である。には限らぬが。これは尊氏の。初め直義が矢矧・手越の戦に敗れて、敗報鎌倉に達するや、尊氏が「守殿直義」を落されば、我有つても無益なり、但し違勅は心中に於て更に思召さず、是正に君の知る所なり、八幡大菩薩も御加護有るべし」と言つて、鎌倉を打ち立つたといふのも、實は之が爲である。されば元弘の變亂に、北條氏が光嚴院を奉戴して、名義上、後伏見上皇の院宣を奉じて、後醍醐天皇の隱岐の御事や、公卿の處分を行ひたるが如く、又北條氏の餘黨が北條時行を奉じて亂を作した時、持明院の院宣を奉じて事を擧げんと企てたるが如く、尊氏も亦後嵯峨天皇以來の皇統の分争を利用し、自ら朝敵の惡名を避けんとしたのである。尊氏が三寶院賢俊から、光嚴上皇の院宣を得たのは、其西奔の途中備後の鞆津に著いた時であつて、尊氏は此院宣を得るに及んで「今は朝敵ではないから、錦の御旗

尊氏光嚴院
の院宣を得

を掲げよ」と、諸國の守將に命令した事もあつた。光嚴上皇とは斯る關係があつたから、今や兵庫の戰に官軍利を失ひ、義貞は都に落ち上つたので、天皇は再び山門に臨幸し給うたけれども、五月廿日光嚴上皇は俄に御不豫と稱して尊氏光嚴院を擁す。

吉野と京都

山門の臨幸
尊氏光嚴院を擁す

かくて直義等の率ゐる大軍は、三手に分れて叡山を攻め、尊氏は上皇・親王を奉じて東寺に陣した。既にして叡山を攻めてゐる直義の軍は、山軍に打ち破られて洛中に引き退き、山軍は勢に乗じて洛中に押し寄せたが、結局山軍は利あらずして、名和長年は三條猪熊に戰歿し、義貞は山門に引き退いた。六月三十日尋で尊氏は光嚴上皇に奏請し、上皇の院宣を以て豊仁親王を天皇と稱した。院天皇で、光嚴上皇の院政。因て延元の年號を用ひずして、建武の年號を用ひた。是に於て叡山には眞の天皇、京都には僞主が座す事となり、官軍と京軍との合戦は引き續いて行はれ、互に勝敗はあつたが、必竟するに官軍の勢は振はなんだ。之に乘じ尊氏は十月に至りて後醍醐天皇へ御和睦を請ひ、後

光明院践祚

天皇の御和
睦

神器を光明院に傳ふ

天皇吉野に入る

醍醐天皇も之を御許しになつた。勿論天皇は行末を思召す所があつたから、義貞には東宮恒良親王及び尊良親王を奉じて北國に下らしめて置いて、山門より京都に還幸あらせられた。すると尊氏は天皇を花山院に幽し奉り、神器を光明院に渡されん事を強ひ奉つたので、天皇は已むなく東寺の行在所に幸して、神器を光明院に授けられた。十一月二日此日光明院より後醍醐天皇に太上天皇の尊號を奉り、尋で天皇の皇子成良親王を光明院の東宮に定めて、御位は持明院・大覺寺兩統の御末が代る。嗣がせ給ふべしとて、兩統迭立の議が復活せられた。然りといへども、天下の動亂は此の如くにして止むべくもない、公家方・武家方の争ひは、四國にも、九州にも、畿内にも、東北にも、國內到る所に遍滿して居る。而して後醍醐天皇が暫く和睦の議を許して、京都に還御あらせられたのも、必竟再舉を期し給ひての事であるから、天皇は尊氏の斯る處置を堪へ忍んで居らるゝ筈もない。天下の治平は決して之を望む事を得ないのである。遂に十二月二十一日天皇は御本意を達し給はんとして、潛に花山院の幽囚を脱して、吉野に遷幸し給ひ、此時天皇は、内侍所も神璽をも御身に附けられて遷幸せ

南朝と北朝

つられた。さきに光明院に御渡しになされたのは儀器だと申す事である。本の如く在位の儀にてましたから、吉野が眞の天皇の座す所であるが、從前は之を南朝といひ、足利の擁立した京都に於ける朝廷を北朝と稱したのである。右の如く北條幕府の瓦解によつて起つた所の公家方・武家方の分争は、北條時代から繼續せる皇位の紛争と抱合し、其他當時の社會に於ける諸般の事情が糾錯雜して、國內到る所に持明院派に屬する武家方と、大覺寺派を奉する公家方との分争を見るに至つた。

第三十六章 吉野朝廷の經略

北畠顯家と東

尊氏直義が西海へ落ちた時、北畠顯家は義良親王を奉じて歸任する事となつたが、其下向の途中でも、官軍と足利黨との間に戦を交へた。顯家歸任の後は、多賀の國府にありて、離合紛々たる東國の經略に務めて居たが、後醍醐天皇の吉野に入らせられた時、天皇は勅書を顯家に賜ひて、本意を達せんが爲に吉野に移られた旨を告げ、且つ東國の士卒を率ゐて京都に發向すべ

天皇顯家を召す

顯家の西上

しと仰出された。十五日二明くれば延元二年（北朝建武四年）正月、因徒が陸奥に蜂起して、顯家は國府を棄て、靈山に籠るの已むなきに至つたから、顯家は直ちに「當時擾亂之間、令對治彼餘賊、恐可企參洛候、……此間親王御座靈山候、因徒圍城候之間、近日可遂合戰候也、下國之後、日夜廻籌策外無他候云々」と奉答した。此後顯家の兵の下野の小山城を攻むるあり、又靈山に於ける南北の兩軍へ、常野の軍兵の馳せ加はるのもあり、兩軍の交戦は久しきに亘つたから、顯家は容易に上洛する事を得なんだが、遂に八月八日親王を奉じて靈山を發し、尋で小山城を攻め、十二月に至りては上野・武藏の北軍を破りて、鎌倉に打ち入つた。義詮を輔けて鎌倉を鎮せる斯波家長は、防戦利あらずして自殺し、義詮は三浦に逃れた。

東國の官軍

顯家下向以前の東國に於ては、宮方（當時官軍を指す語）なる廣橋經泰は、陸奥伊達郡の靈山館より出で、足利黨の據れる河俣城を攻め降し、同しく宮方なる相馬胤平は荒井城（信夫）に押し寄せて之を下し、尋で經泰は足利黨なる相馬の一族が據守してゐた陸奥の小高城を攻めた。（延元元年三月かくて義良

親王を奉じて東下せる顯家は、相模の片瀬河に於て足利黨の兵と戦ひて之を破り、六月十尋で宇都宮に到つた時、恰も相馬胤平が足利黨の楯籠れる常陸の諸城小田・静・茂木等を攻め落して駆せ参するに會したから、更に胤平をして足利・那須等に據守せる凶徒を討たしめた。陸奥に入つては、相馬の一族を小高城に攻めて之を拔いた。此時相馬光胤以下一族の戰死者が頗る多かつた。十四日是より先き常陸に於ては、楠木正成の代官楠木正家は、同國久慈郡の瓜連城に據り、常陸の足利黨なる佐竹の一族等と屢々相攻伐して居たが、八月に至りて佐竹等の凶徒が多勢を引率して瓜連城に押し寄せた時には、相馬胤平は一族相共に馳せ向ひて之を救ひ、廣橋經泰も亦敵軍と戦うた。八月二十九日とも其後瓜連城は足利方の寄手の爲に打ち落されてしまつた。

明くれば延元三年北朝暦元年正月、顯家は鎌倉を發して參洛の途に上つたが、之を聞きて直義の發向せしめた高師冬等の北軍は、美濃の要害を固めて顯家の西上を拒いだから、顯家は同國青野原に於て之と戰ひ、正月二十九日乃ち道を

其顯家の西上と

青野原の戰

南都の戰

顯家の戰死

轉じて伊勢に入り、各所に敵軍と戰ひつゝ、伊賀を經て南都に打ち入つたけれども、遂に北軍に撃ち破られ、義良親王は吉野に入り、顯家は河内に走つた。顯家はいかにもして京都を恢復せんとし、三月には河内の天王寺・攝津の渡邊等に於て北軍と戰つて、兩軍互に勝敗があつたが、五月に和泉の堺浦及び石津に於て高師直の軍と戰つた時、軍利あらずして遂に戰死した。二十父なる親房は其最期を哀みて、和泉の國にての戰に、時や至らざりけん、忠孝の道此に極まり侍りにき苦の下に埋れぬものとては、たゞ徒らに名のみぞ留めてし、心うき世にも侍るかな」といつた。實に久しう間東國の經略に務めて居た顯家が、萬難を排して西上したかひもなく、空しく戰歿してしまつた事は、京都を恢復せんとして苦心したまへる天皇の御計畫に對して、非常な大打撃であつた。

されど官軍は、尙も心を勵まして其計畫を遂行せんとし、源持定・同家房・春日顯國等は奥州軍を率ゐ、男山の八幡宮を城郭として此に楯籠り、高師直・師泰等の率ゐる北軍に當つたが、七月に至り敵が忍び入つて社壇を焼き拂つ

男山の陷落、

義良の戰死、

九州の宮方

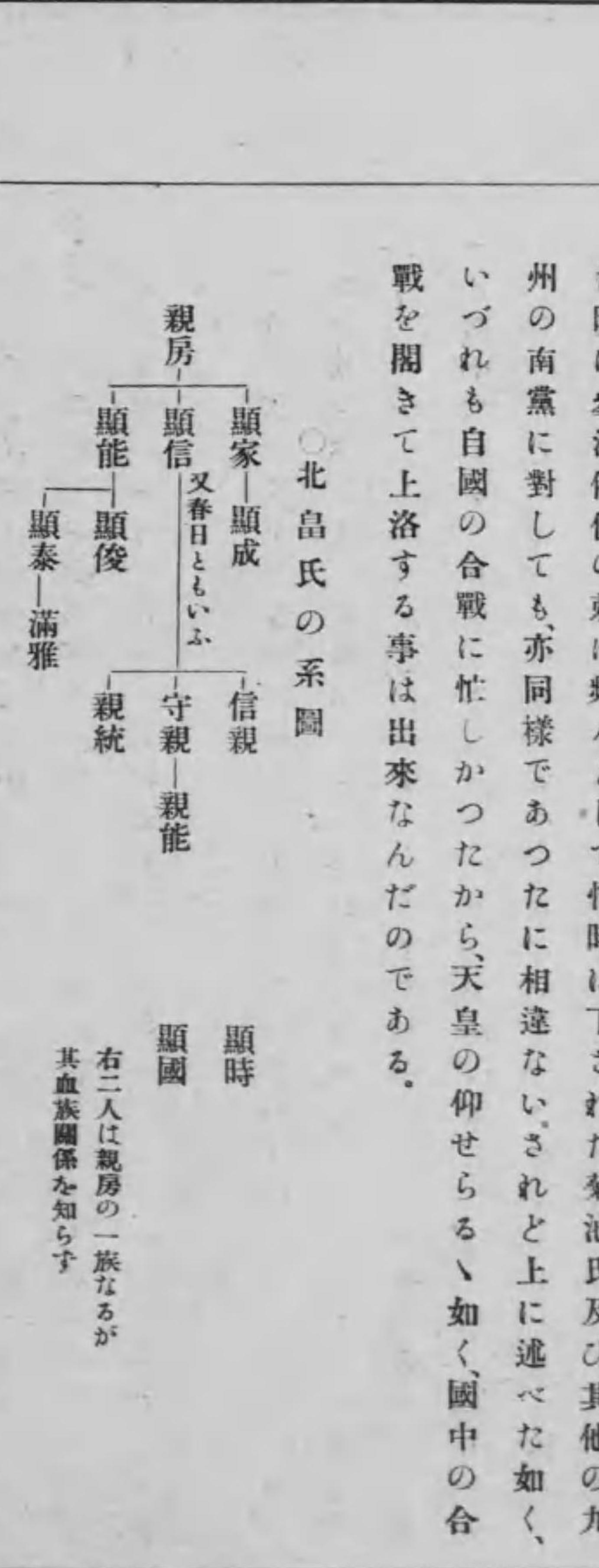
たから、城は遂に陥つた。是より以前天皇は顯家を召されたと共に、度々北國にある義貞をも召されたけれども、未だ西上するに至らなんだのに、其義貞も男山の陥落の後、程なく戦歿するに至つた。義貞は延元元年十月後醍醐天皇の御和談の際、恒良・尊良兩親王を奉じて越前に赴き、其地の要害なる金崎城に楯籠つたが、之を聞いた尊氏は信濃の村上・信貞・小笠原兼經等をして之を伐たしめ、後又高師泰を發向せしめた。師泰は諸軍を率ゐて城を攻めたが、容易に落すことができない、然るに延元二年三月に至り、城中には糧食盡きて落城し、義貞は圍を突いて逃れ、子義顯は自殺し、尊良親王も亦自盡し給ひ、恒良親王は敵軍に捕へられて京都に送られ給うた。此後義貞は袖山城に據り、北國の北軍に對抗すること一年餘であつたが、遂に延元三年閏七月二日足利高經と越前の足羽に戰うて敗死した。

天皇は京都恢復の目的を以て、陸奥及び北國の軍を召さるゝと共に、又頻りに西國の軍をも召されたのである。然りといへども西國の事情は詔に應じて參洛することを許さない。初め延元元年四月尊氏・直義が九州か

ら攻め上らんとする時、其將一色範氏を博多に留めて警固の任に當らしめたが、肥後に於ては菊池・阿蘇の兩氏は有力な宮方であつたから、尊氏・直義の東上して後、此等兩氏と一色方の將士との間には、絶間なく合戦が打ち續いて居た。その一二をいへば、延元元年八月には菊池武敏と阿蘇惟澄とは、一色範氏の將なる今川助時の軍と肥後及び筑後に戰ひ、翌年二月武敏は肥後の寺尾城に、惟澄は甲佐嶽に據りて兵を擧げ、其四月に範氏及び弟頼行が肥後に攻め入るや、菊池武重及び惟澄は犬塚原に戦つて頼行を敗死せしめ、尋で筑後に攻め入つた。日向には肝付兼重等が有力なる宮方であつて、之も絶えず日向・大隅・薩摩等の北黨と戰つて居たが、十一月には五辻宮が大隅・日向の北黨を伐たんが爲め、阿蘇惟時に出兵を命ぜられた事もあつた。延元三年になつても、菊池氏は始終肥筑の間に戰つたのである。而して此間に天皇が九州の南軍を召された事は一再ならず、顯家が奥州を進發せりとの報あるや、九州今度不參者、日來忠功如空など申され、幾度か阿蘇惟時の參洛を促し、顯家が西上して京都を恢復せんと務め

た時は、参洛催促の勅は頻々として惟時に下された。菊池氏及び他の九州の南黨に對しても、亦同様であつたに相違ない。されど上に述べた如く、いづれも自國の合戦に忙しかつたから、天皇の仰せらるゝ如く、國中の合戦を開きて上洛する事は出來なんだのである。

○北畠氏の系図



斯くて天皇は京都の恢復に望を失ひ給ひしかば、今は已むなく方針を變じて、地方の經略に力を盡さるゝ事となつた。彼の御和談の時に伊勢に下向し、其後此地を根據として、吉野の朝廷の爲に一意京都恢復の籌策を廻らしつゝあつた北畠親房自身も、亦東國に下る事となつた。即ち親房は義良親王

北畠親房の東

を奉じて、延元三年九月伊勢の大湊を解纏して目的地に向つた所、暴風の爲に船は散り／＼になつて、親王を乗せ奉つた顯信の船は伊勢灣に引き還したが、親王は伊勢より直に吉野へ還らせられた。親房の船は常陸に著いた。此時宗良親王（尊澄法親王行せられたが其船は遠江に著い。又四國には、これまで土居得能・河野以下の宮方があつて、始終其地の北黨と戰つて居たから、顯信等の一行の東下と共に、天皇は花園宮を四國に下された。かくて常陸に著いた親房は、同國の小田城にあり、其地の味方と計らひて關東奥羽を經略したので、東國の宮方は頗る振うた。

此時に際し不幸な事には、延元四年^{北朝暦}八月後醍醐天皇は御病に罹らせ給ひ、豫め義良親王に御讓位あり、天皇上深き御恨を此世に留めて、讓位の翌日十六崩せられた。丹心を南山に捧げ、老軀を揚げて小田城に據守せる親房の落膽は、固より非常であつた。されども、親房は益心を勵まして籌策を廻らしたから、之を攻めんが爲に尊氏が差し下した高師冬の軍も志を得なんだ。興國元年^{北朝暦}三年には鎮守府將軍顯信も著任して、陸奥の國府を恢復する

後村上天皇の御代

顯信の下向

に務め、常陸と相應じて北軍に當つたから、南軍の勢は益振うて、師冬の兵は屢親房の爲に破られた。然るに興國二年城内に叛を謀る者があつたので、親房は顯信の來援を求めたけれども、顯信は石堂義房の爲に支へられて赴き救ふ事が出來ず、剩へ小田治久が師冬の勧降に應じたから、北畠顯時は大寶城に走り、親房は關城に據る事となつた。^月一併し北軍はなほ容易に此二城を屈せしむる事ができない、關・大寶の二城を攻めた治久・師冬の軍が、城兵に破られた事もあり、十二月石堂義房も顯信及び親房の軍と三迫に戦うて敗れた事もあつたが、^{三年}興國其中に關・大寶の二城は漸く糧食に缺乏する事となつた。初め親房の小田城に據つてから、彼は幾度となく結城親朝の勤王を促し、その勢力によつて東國を經略せんとしたけれども、親朝は遲疑して決しない、而して今や城の守りは漸く危険に迫つたから、親房は懇切に之を諭して招いたけれども、親朝は却て款を敵方に通ずる事になつたので、親房の望の縛は遂に絶え、關・大寶の二城は師冬の爲に攻め陥されて、親房は吉野に落ち上つた。^{十四年}十二月

關・大寶の落
西城と親房の落

親房西歸以後

近畿の形勢
楠木正行の
舉兵四條畷の戦
宮名生の行

北畠顯家等の戰死と、親房等の東下とによつて、京都は一旦無事であつたが、親房の常陸を去つて吉野に来るに及び、また東國及び西國と相應じて近畿の經略を行ふ事となつた。當時鎮西には懷良親王が征西將軍として薩摩に座はし、菊池阿蘇^{阿蘇惟澄の宮方たる事は元の如くである。}等の諸族は、終始北黨に對抗して居たから、九州に於ける宮方は頗るその勢力を張つて居た。加之正平元年に親房が紀伊の熊野・四國・中國等の水軍を九州に送つて、その地の官軍を助けしめてからは、鎮西の官軍は優勢になつた。

近畿に於ても官軍所在に起りて、京都の回復を企て、中にも楠木正行の兵威は頗る盛であつて、幕府の差し向けた細川顯氏の軍を河内の教興寺に敗り、正平二年九月更に和泉に攻め入つて顯氏を走らした。此に於て幕府は更に高師直・師泰の率ゐる大軍を遣はして、正行を擊たしめた。師直・師泰は道を分ちて河内・和泉に攻め入つたから、正行は之と四條畷に戰つたが、防戰利あらずして、正行以下一族將士の戰死する者が頗る多かつた。^{正平三年正月五日}師直は勝に乗じて大和に攻め入り、吉野の行在を犯さんとしたので、天皇^{後村}は賀名生に

遷幸し給ひ、師直は吉野に至つて皇居を焼き拂ひ、進んで賀名生を攻めんとしたが、却て官軍に破られて京都に引き還した。

かくの如く國內到る處に南北の兩黨が分争して、天下の紛亂は實に甚しかつたが、此争ひをして層一層混沌たらしめたのは、この分争の一方を代表せる足利氏其者の間に起つた所の内訌であつた。

第三十七章 足利氏の内亂と近畿の官軍

尊氏の幕府開設

尊氏は公武の衝突を利用して、武家方の代表者となり、又皇統の分争を利用して、光明院を擁立したが、之と共に、第二の賴朝として新に幕府を開設せんことを考へた。而して幕府を開設するについては、之を元の如く鎌倉に置くべきか、將た他所に置くべきかの問題が起つた。それは當時の事情の自ら然らしめた所で、鎌倉は賴朝以來の歴史的の幕府の所在地でもあり、又東國を統御すべき根據地として極めて重要な土地でもあり、且つ東國は尊氏の祖先以來の住地でもあるから、尊氏が鎌倉に幕府を置きたいのは當然で

あるけれども、當時尊氏は京都に座はず持明院を挾んで、天皇及び宮方と争はねばならぬ爲に、直ちに京都を去つて鎌倉に移ることはできぬのであつた。よつて此問題に對して、二階堂道昭等が建武三年十一月に進言した意見には、鎌倉郡者文治右幕下朝賴始構武館、承久義時朝臣并呑天下於武家者尤可謂吉士哉、爰祿多權重、極驕恣欲、積惡不改、果令滅亡畢、不改近代覆車之轍者、傾危可有何疑乎……然者居處之興廢、可依政道之善惡といふので、即ち政道宜しきを得ば幕府は何所に設置するも可なりとの事であつた、かくて幕府は京都に置く事となり、此年高師直が幕府の執事に、太田時連が問注所執事に補せられた。併し鎌倉は勿論重要な土地であるから、此所には義詮が居り、暦應三年南朝興元年に高師冬が執事に任せられた。

建武式目は、二階堂道昭が尊氏の譲問に應じて、建武三年十一月に進言した答議であつて、上に述べた如き「鎌倉如元可爲柳營歟可爲他所否、事」の外、政道に關する意見十七箇條が述べてある。其條目は左の如くである。

(一) 儉約を行はるべき事。(二) 群飲佚遊を制せらるべき事。(三) 狩獵を鎌めらるべき事。(四) 私宅の點定を止めらるべき事。(五) 京中の空地は本主に返へさるべき事。

(六)無盡錢上倉を興行せらるべき事。(七)諸國守護人は殊に政務の器用を擇ばるべき事。(八)權貴井に女性・禪律僧の口入れを止めらるべき事。(九)公人の縱恣を減せらるべく、井に精撰あるべき事。(十)固く賄賂を止めらるべき事。(十一)殿中附たり内外、諸方の進物を返さるべき事。(十二)近習の者を擇ばるべき事。(十三)禮節を專にすべき事。(十四)廉義名譽ある者は殊に優賞せらるべき事。(十五)貢羽の輩の訴訟を聞き召さるべき事。(十六)寺社の訴訟は事に依りて用捨あるべき事。(十七)御沙汰式日の時刻を定めらるべき事。凡此の如き條目であつたから、貞永式目の如く法律として定めたものではないのである。

尊氏は幕府を開きて後、暦應元年南朝延元二年八月に征夷大將軍になつた。彼は固より幕府の開設者であり、また其主宰者であつたけれども、彼が幕府の基礎を置くに至つた以前に於ても、また其以後に於ても、終始彼と事を共にして彼を輔佐して、參畫經營の功を積み來つた者は、弟の直義であつた。直義はたゞ内部にあつて尊氏の事業を翼けて居たのみではなく、尊氏と共に其表面に立つて政務を執り行うて居たのであるから、彼は尊氏と相並んで、足利幕府の兩主宰者たるが如き姿をなして居た。さてまた高師直は幕府の執事として、尊氏・直義を輔けて政を行ひ、その勳績功勞は甚だ大きかつたから、それ

高師直誅除の企

尊氏と直義

高師直

下る
直冬備後に
下る
基氏鎌倉に
下る

師直に連闘し

の紛糾

だけ権力も強く、随つて暴横驕傲の振舞も多かつた。斯る場合には何時も免れ難き権力争ひが伴ふ、同じく幕府の政に關與して居た上杉重能が、師直の暴横を悦ばず、師直を除かんとの企を起す事となり、重能は直義の信仰深き禪僧妙詰をして師直を直義に讒言せしめた。そこで直義は上杉重能及び畠山直宗等と相謀りて、師直を謀らんとし、外援を作らんとの目的を以て、足利直冬尊氏の庶長子であつて、直義を中國探題とし備後の鞆津に送りて、備後備に殺される。直冬が養うて子になしたもの。此に於て師直と直義との間は益穩ならず、師直・師泰は兵を集めて直義及び尊氏の第を囲み、尊氏に迫りて重能・直宗を處罰せんことを求めた。尊氏は之を聽して、重能・直宗を越前に流し後に師直に殺される。妙詰の房舎は破壊せられ、貞和五年八月直義は幕府の政務から退きて屏居する事となつたから、鎌倉へは基氏尊氏の次子。を遣はし、義詮は鎌倉から上つて、直義に代りて政務を行ふ事となつた。

されど此事件は唯是だけで落着したのではなく、紛々たる擾亂はこれから幾らも涌き出た。師直が自分を除かんとする者の企てを打破つた後は、又

直冬九州に
分裂す
北黨に

直義南朝に
降る

將士を遣はして直義が備後に下して置いた直冬を討たしめた。そこで直冬は備後を落ちて九州に入ったが、師直に不快なる九州の諸族が、之に應する者多く、中國に於ても師直に反対なる者が所在に蜂起して直冬に應じたから、中國九州に於ては北黨の中に更に直冬に與みする一黨を生じて、南北の爭亂の上に、更に新たな争亂が附け加はつた。觀應元年南朝正平五年十月には、九州探題一色範氏から尊氏自身の出征を求むるに至つたから、尊氏は義詮を京師の留守に留めて置いて、自ら西海に發向せんとした所、その進發に先ちて、直義は京都を脱走して、河内に至りて師直を討つの兵を集め、やがて歸順を朝廷に奏請して其聽許を得て、直義黨なる石堂頼房等の率ゐる大軍は、京都に攻め入らんとして、師直の軍と戰つた。是に於てさきに直冬追討の爲に發向したる尊氏も、備後から引き還して直義の軍と戰ひ、却て之が爲に打ち退けられたから、尊氏は使者を八幡に陣せる直義の許に遣はして和睦を求め、師直・師泰を剃髪せしむるとの條件で和議が整うた。觀應二年二月かくて師直・師泰は剃髪せしめられたが、上杉重能の子なる能憲は、父の讐を復するが爲に、師

欠

欠

上杉憲定

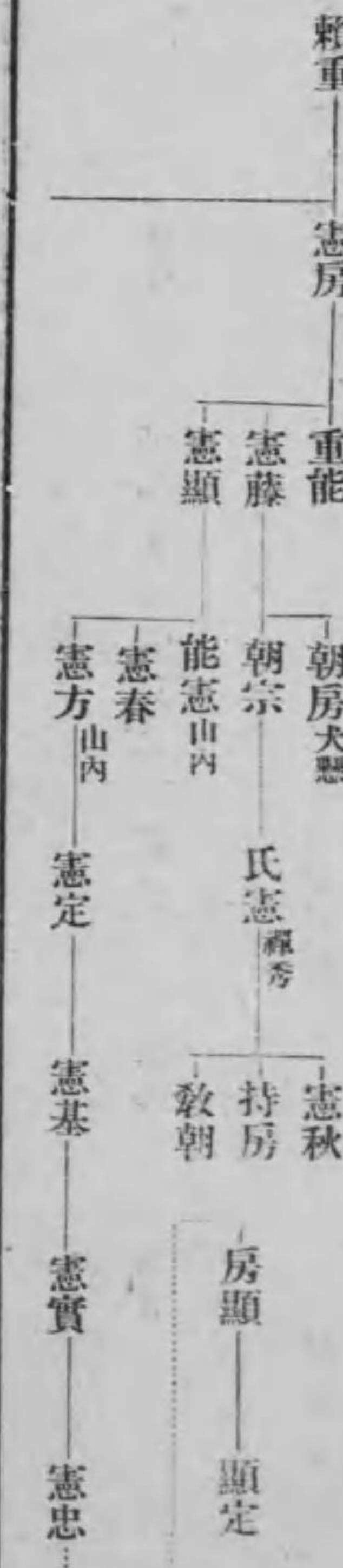
中の高安寺まで出陣し、軍兵を催して大内氏を助けんとしたが、管領上杉憲定の諫めもあり、義弘の亂も程なく平いだので、満兼の企は果さずして罷んだ。鎌倉公方は原來東國に於ける幕府の勢力の代表者であつたが、此に至つては幕府の自由に左右する事の出来ぬ一大諸侯である。

上杉禪秀の亂

満兼は應永十七年に死んで、其子持氏が幼少で職を襲ぎ、犬懸家の上杉氏憲禪秀と號し、朝房の弟なる朝宗の子。が管領となつた。既にして禪秀は山内家の上杉憲基前管領の曾孫である。と權を争うて中が善くない、たまく公方持氏は禪秀の家人の罪科もなき者から、其所領を沒收したから、禪秀は其冤罪を憐み、赦免を請うたが、持氏が許さぬので、憤つて管領を辭した所、持氏は之を聽して、中の善くない憲基を管領に補した、是は應永二十二年五月の事である。此に於て禪秀の叛意が漸く動き、鎌倉は何となく物騒になつた。又京師に於ては將軍義持の弟義嗣は、その兄に代つて將軍たらんの野心を抱いて居り、さきに北畠滿雅の叛亂にも通謀せんとした程であるから、禪秀に謀反の企ありと聞いて、又此機會を利用して宿望を果さんとし、使者を關東に遣はして其意を

通じ、且つ持氏の伯父満隆をも此企に加擔せしめた。斯くて禪秀は持氏の弟持仲^{満隆の養子。}及び満隆を奉じて事を擧ぐる事となつたので、關東の諸族も之に應する者が甚だ多く、應永廿三年十月遂に持氏の館を襲うた。敵の勢の盛な爲に、持氏は鎌倉に居られずして駿河に逃れ、憲基は越後に走つた。併し將軍義持は之を聞いて援兵を遣はして禪秀を伐たしめ、且つ教書を下して東國北國の兵士を徵せしのみならず、憲基は越後から攻め上つたから、満隆・持仲及び禪秀等は鶴岡の別當坊で自殺した。是より先き京都に於ては、義嗣が此叛亂に與つてゐる事が露顯して、義嗣は林光院に押し籠められ、後義持に殺された。

○兩上杉氏の系圖



方幕府と鎌倉公

關東管領^{鎌倉公}方は、其設置の主意から言へば、東國を管領して、幕府に東顧の憂ながらしむべき筈のものであるに、氏満の非望といひ、満兼の陰謀といひ、孰れも却て幕府の一敵國たる觀があつた。然るに持氏の禪秀に破られて鎌倉を出奔するや、義持が持氏を援けて叛徒を平げしめたのは、大に持氏の爲に計つた様に見えるけれども、蓋し是は義持が自分の位置を安全にするの必要から起つたのである。彼の毎々義持を傾けんとして居る弟の義嗣が、また此叛亂に關係して居る事が、禪秀の舉兵と同時^{應永二十三年十月二十七日}に露顯したからであつて、必ずしも持氏其者を庇護せんが爲の援軍ではない。されば叛亂の平いだ後に、義持は斯る叛亂が起る程に、關東の勢力の分裂して居るのを機會として、持氏を謀らんとする計畫をさへ立てた。禪秀が鎌倉で敗死した時、其子憲秋が京都に來て、鎌倉を討つて復讐したいと請うた所、義持

將軍義教と持

は其罪をも問はず、却て之を許した、蓋し鎌倉の管領家として勢望ある上杉氏を利用して、鎌倉討伐を遂行せんと企てたのであらう。さればこそ應永二十九年に憲秋教朝は關東に下向し、焼掠攻略所在を濫妨して復た京都に入り、翌年には鞍馬寺をして關東調伏の祈禱を行はしめた。然るに此計畫は大に持氏を怒らしめ、遂に鎌倉と幕府との間に一大衝突が起らんとした。そこで三十一年義持は度々僧昭西堂を鎌倉に遣はして持氏を諭さしめ、憲秋教朝をば幕府から黜けるといふ事で和議が整うた。要するに禪秀の亂に、義持が持氏を救うたといふ事は、元來離反して居つた京鎌倉を結び付けやうと思つての事でもなく、又結び付ける程の效力もなく、却て之が動機となつて、兩者は漸く根本的の衝突に近づいたのである。

義持は應永三十年に軍職を子義量に譲り、薙髪して政務を執つて居たが、將軍義量は在職三年にして早世したから、其後も義持の執政はなほ故の如くであつた。而して應永三十五年正月義持が薨じたが、義量の死後他に嗣子なく、諸弟も皆僧となつて居たので、薨去の前日に、管領畠山満家等に遺

持氏憲實の衝

命して、自分の臨終の後には、六條八幡宮京都足利氏代尊崇の社。の神前で神龜ミツバチを引いて、繼嗣の事を決定せよと言つた。此に於て満家等は遺命の如くにして、義持の弟なる僧義圓を還俗させ、之を奉じて將軍となした、即ち義教將軍である。然るに鎌倉公方の持氏は、是亦其父祖の如く自ら入つて將軍たらんの野心があつたから、義教の襲職には大不平を懷き、事毎に義教に對して驕慢であつたのみならず、兵を擧げて京都を犯さん事をさへ企つるに至つたから、義教も亦之に對する備をした。駿河の守護今川範政をその國に下し、甲斐の前守護武田信重が四國に隠居せるを召し上せて、地を駿河に與へ、又關東の諸大名にも教書を下して用意する所あらしめたなどは、その一端である。斯く義教の就職すると共に、京都鎌倉の衝突は切迫したが、鎌倉の執事の上杉憲實が持氏を諫めたので、未だ破裂するには至らない。

然れども兩者の關係は甚だ穩かならぬ。永享四年に將軍義教が富士山遊覽と稱して駿河に下つたのも、武威を關東に觀めさんが爲であつて、單に遊覽の意味を以て行つたのではなく、同六年には駿河の守護今川範忠から、持

氏謀反の企を幕府に注進した事もあつたが、義教からは屢々上杉憲實をして持氏を諭さしめ、憲實は常に持氏を諫めて居たので、持氏は大に憲實を憚つて居た。永享十年に持氏は其子賢王丸を元服せしめんとした、從前の例では、斯る時には使者を京都に送つて、將軍の名の一宇を申し請けるのに、持氏は父祖以来の先例を用ゐず、遠祖義家の故事に倣ひて、鶴岡八幡宮の社前に於て元服せしめ、義久と命名した。此時にも憲實は持氏を諫めたけれども、持氏は之を聽かざるのみならず、諸將の參賀に託して兵を徵し、憲實の來り賀するを俟ちて之を殺さうと謀つた。併し憲實は早く之を知つたから、病と稱して自ら行かなかつたけれども、持氏と憲實との間が遂に危くなつた。千葉胤直や上杉持朝等は、持氏を諫めて和解せしめようとしたが、持氏が何としても聽き入れず、憲實を誅せんとしたから、憲實は上野に走りて事を京都の幕府に報告し、持氏は武州府中の高安寺に出陣して、憲實を伐たんとした。永享十年五月八日

永享の亂

今まで進んで事を起さうとはせざりし義教も、此に至りては遂に關東

持氏父子の死

を征するに決し、朝廷に奏請して綸旨を得、且つ將軍の御教書をも副へ、上杉禪秀の子持房を大將として東下せしめ、今川範忠、武田信重等をして持氏追討の兵を出さしめた。鎌倉勢は之を防いだけれども、軍屢利あらず、三浦時高、千葉胤直等が京都軍に應じた爲に、鎌倉勢は敗北し、持氏は髪を剃りて和を請うた。憲實は使者を京師に遣はし、持氏の死を宥め、義久をして職を襲がしめん事を請うたけれども、義教は之を許さず、持氏父子及び叔父滿定等を殺した。永享十一年二月此時持氏の二子春王安王は日光山に遁れたが、後結城氏朝に依りて恢復を圖つた。氏朝は之を迎へて兵を擧げ、上野の諸將新田・田中・佐野等が蜂起して之に應じたから、義教は上杉憲實・上杉清方等をして氏朝を討たしめた。憲實は之を辭したけれども、聽されずして東征し、清方は東軍を督して結城城を攻めた。城が堅固で久しく陥らなかつたが、城内に貳心を挾む者ができて城は陥り、氏朝以下の一族將士は多く戦死し、氏朝の末子成朝は常陸に走り、春王安王は捕へられて美濃に殺された。嘉吉元年五月かくて鎌倉の足利氏は滅亡して、關東の政權は上杉氏に移つた。

探題の無力と
九州の分裂

第四十一章 室町幕府の衰頼

幕府の威令は關東に及ばざりしが如く、亦西國にも行はれない。義満の治世の初から、幕府の勢力を代表して九州に臨んでゐた今川貞世が、應永二年に探題を罷められて後は、瀧川滿賴其子義俊が相繼いで探題となつたが、探題府の威令は九州の諸族に届かない。少貳、大友、菊池、阿蘇、島津等の諸豪族は、夫々勝手次第に兵を動かして、自家の勢力を展べんとしつゝあつた。義持の季年に瀧川義俊は少貳、大友に逐はれて京師に逃げ還つたから、將軍義教襲職の年に、瀧川滿直が探題となつたが、唯名のみの者たるに過ぎない。當時大内盛見は周防・長門・豊前・筑前の守護を帶び、勢力を九州に張らんとして、少貳、大友等と争うて居たが、永享三年に盛見は大友持直・少貳滿貞と戦つて敗死し、大内の一族は九州の分國から逐はれて、大友・少貳の勢力が九州を壓するに至つた。此に於て盛見の弟持世は其勢を恢復せんことを務め、幕府も亦中國九州の諸族を持世に協力せしめて、大友・少貳の勢を挫かしめた。よつて持

大將軍義教の對

世は勢を得て、永享五年少貳滿貞を筑前に攻めて之を殺し、大友持直を豊後に伐つて之を走らしたから、大内氏は復た勢を振うた。併し持直はやがて豊後を恢復して大内氏と戦ひ、少貳氏の臣下は滿貞の子嘉賴を奉じて大内氏に當り、戦争已む時なく、九州探題は何の勢力もなく、幕府の威令は益九州に届かなくなつた。

尾大不掉は足利幕府の足利幕府たる所以で、諸大名の跋扈は、代を換へ年を経るに従つて、益增長する状態に移り行くのであつた。此間に立つた將軍義教は、力の限り之を匡濟せんことを務めた。義教が鎌倉を討ちて之を滅ぼすの果斷に出でたのも、幕府に反抗する所の一勢力を除くが爲であつた。又幕府の命を受けて、大和の越智氏を征せる若狭の守護一色義貫及び伊勢の守護土岐持賴が謀叛の時に、義教は武田信榮及び細川成之等に命じて彼等を殺さしめて、其領地を將士に分與したのも、永亨十一年の大名の勢力を削つて、其跋扈を抑制せんが爲であつた。義教は又同一の目的を以て赤松氏の勢を殺せんとしたが、豪強の跋扈は制し易からず、此度は却て其身の禍を買つに至

嘉吉の變

つた。

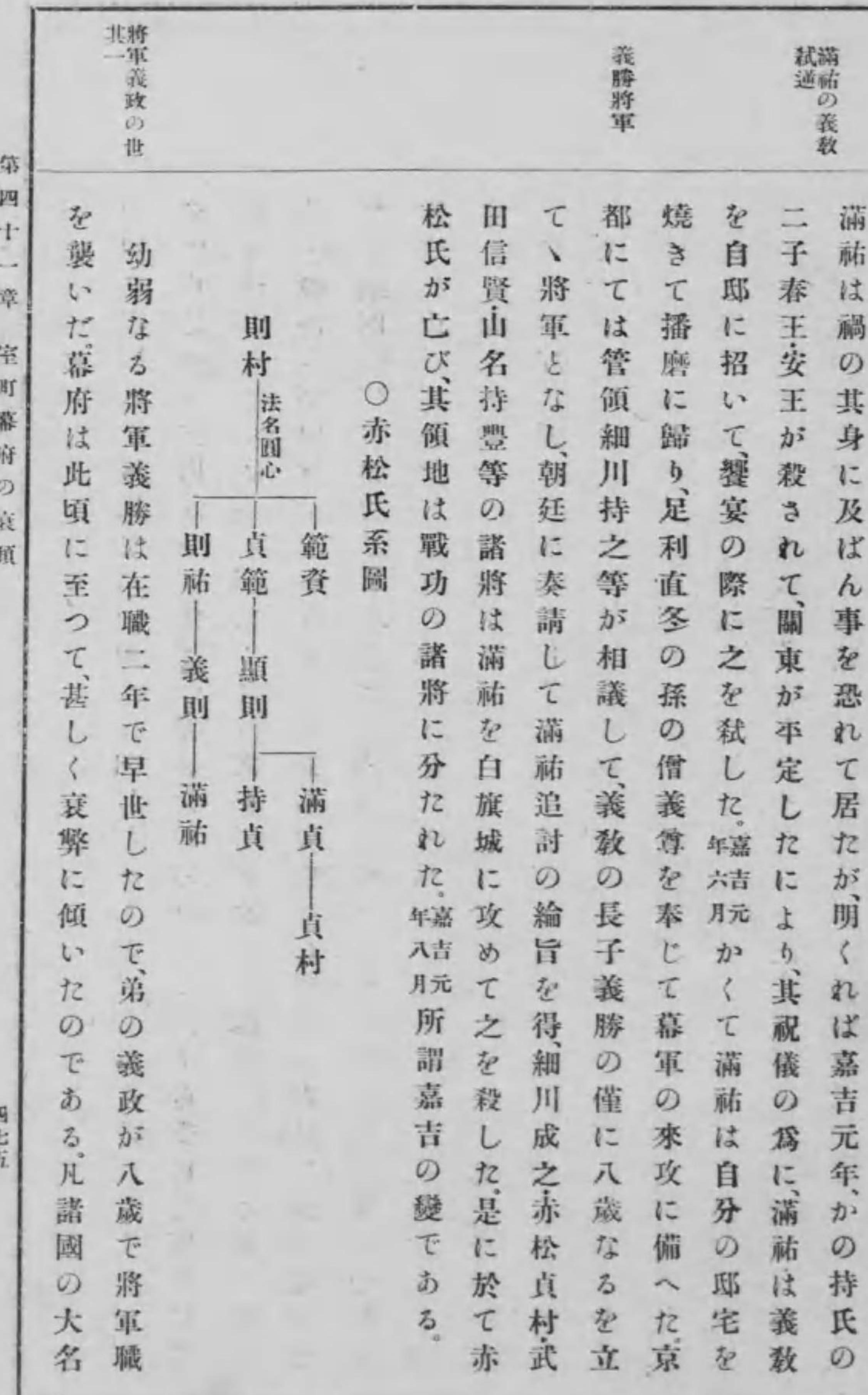
抑も赤松氏は尊氏舉兵の際より、則村が之を助けて功が多かつたので、攝津・因幡・播磨・美作・備前の守護職に補したが、則村は其三子範資・貞範・則祐に之を分領せしめた。而して第三子なる則祐が赤松氏の總領として本宗を繼ぎ、其子義則も亦屢功を立て、封を子滿祐に傳へた。然るに則祐の兄貞範の子なる顯則一範に之の第七子持貞は、將軍義持に寵せられて勢があり、既に備前・美作等を領して居たのに、更に義持に乞ひ、滿祐の所領をも得て總領職たらんことを希望し、義持も之を許さんとした。此に於て滿祐は大に怒り、播磨に歸りて白旗城に據つた。義持は山名滿熙・一色義貫等を討手の大將として、滿祐を伐たしめたが、諸將は平生持貞の驕恣を惡んで居たので、却て持貞の無禮を訴へて、命に應する者がなかつたから、義持はやむなく滿祐を許して持貞に死を賜うた。十四年今や義教が將軍となるに及んで、又持貞の兄なる滿貞の子貞村を寵したが、義教は滿祐の權を分たん爲に、其所領を割いて貞村に與へた。永享十一年此年には一色義貫及び土岐持頼も義教の爲に殺されたから、

試述の義教

義勝將軍

滿祐は禍の其身に及ばん事を恐れて居たが、明くれば嘉吉元年、かの持氏の二子春王安王が殺されて、關東が平定したにより、其祝儀の爲に、滿祐は義教を自邸に招いて、饗宴の際に之を弑した。嘉吉元年六月かくて、滿祐は自分の邸宅を焼きて播磨に歸り、足利直冬の孫の僧義尊を奉じて幕軍の來攻に備へた。京都にては管領細川持之等が相議して、義教の長子義勝の僅に八歳なるを立て、將軍となし、朝廷に奏請して、滿祐追討の綸旨を得、細川成之・赤松貞村・武田信賢・山名持豊等の諸將は、滿祐を白旗城に攻めて之を殺した。是に於て赤松氏が亡び、其領地は戰功の諸將に分たれた。嘉吉元年八月所謂嘉吉の變である。

○赤松氏系圖



將軍義政の世

大名の武家
役滞納

が各廣大なる領國に據つて居るのに、幕府の威令が之に及ばなければ、其財政上にも大なる影響が来る。義満が北山第を造らんとして、諸國の大名に命じて土木に役せしめた時、大内義弘が「吾士以弓矢爲業而已、不可役于土木」と言つた。其頃でも有力なる大名が、各其金庫を鎖して幕府の差課に應じなかつた事の一斑を知ることが出来よう。まして幕府の威力の衰ふるに隨つて諸國の大名小名が、幕府に納入すべき公納の役米、即ち定例の武家役なるものも、決して規定通りに輸納せられなんだ事は推知するに難からぬ。加之幕府が諸國に有する直轄の領地が餘り廣からざるに、飲宴に、遊覽に、造営に、服飾に、奢侈の風は年を逐うて增長して行くから、幕府は常に財用の不足を感じざるを得ぬ。そこで段錢・棟別等の如き段別戸別に徵する税を諸國に課し、又商賣上の利益を獲得すること多き近畿の酒戸・土倉_貯からは、酒戸税・土倉税_倉を徵收した。義政の世に至つては、幕府の威令の行はれぬと共に、將軍家の收入は大に減じて、奢侈は却て愈募る。是が爲に諸税の徵收が益重きを加へた。足利幕府の暴政として有名なる徳政は、義教襲職の年正長の八月に、京

徳政と其沿革

其二

都・江州・五畿内に布かれたが、義政の時には此令を發すること前後十三回の多きに及んだ。徳政は王朝時代には庸調の未進欠負を免除して、貧民を賑救する仁政を意味したものであつたが、後漸くその趣旨を失つて、賣買貸借を無勘定ならしむる事を命ずる所の政令を意味するものとなつたのである。而して斯る政令の布かれたのは、當時疲弊した貧民が、酒屋や質屋から債務を負ひつゝ、之を辨済する事のできぬ者が多かつたから、富民の債權を弃捐せしめて小民を救ひ、福利を平均せしめるといふ事が、此政令の發布せらるる根本の理由であつたらうに、其意味も亦變じてしまつて、將軍家の驕奢や、幕府被官の輩の婆娑羅を競ふが爲に、財産を富豪に典質して融通を得た、其米金の返済を取消す爲に、屢々の政令を發布して、貸借關係を無勘定に了らしめんとしたといふに至つては、其暴政に驚かざるを得ない。

義政の初は、細川勝元・畠山持國が代る／＼管領となつて、幕府の政を行ひ、管領以下各私門を肥やすに力めて居たが、義政は長するに及びて、酒宴遊興淫樂を事とし、政道の亂雜であつた事は、應仁記の「亂前御晴之事」の條を見た

ならば、思半に過ぐるであらう。されば熊谷某が之を悲しみ、目安状を奉つて之を諫めた事があつた所が、義政は之を怒り、其諫むる所は一として道に違はないが、其司にあらずして諫言を納るゝは狼藉なりといつて、其所領を沒收したとも傳へられてゐる。長祿寛正の交水旱打續いて、飢餓に迫りて斃死する者が夥しかつた時にも、義政は屢々工役を興して、其母の爲に建築した高倉御所の腰障子は、一間に二萬錢を費したといふ説も傳はつてゐる。後花園天皇が、殘民爭採首陽薇、處々閉爐鎗竹扉、詩興吟酸春二月、滿城紅綠爲誰肥といふ御製を義政に賜ひ、彼が庶民の塗炭に苦しむをも顧みずして、奢侈に耽つて居るのを諷せられた事は、人のよく知る所であらう。又窮民が所々に蜂起して、徳政を強請し、或は酒戸を焼き、或は土倉を襲ひ、或は寺院を犯して、亂暴狼藉を極めた事も屢であつた。

應仁記の文は次の如くである。應仁の亂は衰廢の分水嶺であるから、何事も其亂の前と後とで格段の差があるので、是を亂前乱後と分ける。御晴といふのは盛大な儀式の義である。其「亂前御晴之事」の文に曰く、

尊氏將軍の七代目の將軍義政公の、天下の成敗を有道の管領に不任せ、只御臺所

應仁記の記

第一節

婦人政寵に臣に事事誤執錯つて

好み下民愁を

公武奢侈を

利己主義の世

晴儀觀遊樂相踵ぐ

或は香樹院、或は春日局など云、理非をも辨へざる、公事政道をも知り給はざる青女房・北丘尼達の計ひとして、酒宴娛樂の紛れに申沙汰せられ、亦伊勢守貞親や、鹿苑院の陸涼軒などゝ評定せられければ、今まで最負に暮つて論人に申し與ふべき所領をも、又賄賂に耽る訴人に理を付け、又奉行所より本・主安堵を給はれば、御臺所より恩賞に行はる。如此の錯亂せし間、畠山の兩家(義就・政長)も文安元年甲子より今年に至るまで二十四年の間に、互に勘道を蒙る事三ヶ度、赦免せらるゝ事三ヶ度に及ぶ、何の不義なく、又何の忠もなし、依之京童謡に勘道に科なく、赦免に忠なし」と笑ひける。又武衛(斯波)兩家(義敏・義廉)わづかに二十年の中に改動せらるゝ事兩度也、是皆伊勢守貞親、色を好み姫着し最負せし故也。加之大亂の起るべき瑞相にや、公家武家共に大に侈り、都鄙遠境の人民まで花麗を好み、諸家大營、萬民の弊言語道斷也。依之萬民憂悲苦惱して、夏の世の民が桀王の姿態を恨んで、「此日何か亡ん、我爾と俱に亡ん」と謳ひしが如し、若し此時忠臣あらば、などか不奉諫之哉、然れども只天下は破れば破る、世間は滅びば滅よ、人はともあれ、我身さへ富貴ならば、他より一段豊美様に振舞えと成行けり。去れば若し五六年の間一度の晴儀さへ、由々數諸家の大儀なるに、此間打續き九ヶ度まで執行はれける。先一番に將軍家の大將の御拜賀結構、二番に寛正五年三月觀世が河原猿樂、三番に同年七月後土御門院の御即位、四番に同年六月三月花頂、若王子、大原野の花見の會、五番に同八月八幡の上廻、六番に同年九月

租稅重くし
て諸國の人
民皆流浪す

徳政頻々

中下剋上の世の

春日御社參、七番に同十二月大嘗會、八番に文正元年三月伊勢御參宮、九番に花の御幸也。去れば花御覽の結構は、百味を以て百果をつくり、御前の御相伴衆の筋をば金を以て之をのべ、御供衆の筋をば沈を以て之を削り、金を以逆鰐口をかく、如^レ此面々糀をのみ刷はんと奔走せしまま、皆所領を質に置き、財寶を沽却して之を勤む。諸國の士民に課役をかけ、段錢・棟別を譴責すれば、國々名主百姓は耕作をしえず、田畠をすてい乞食し、足手に任て闊へ行く。萬邦の郷里村縣は、大半は郊原と成にけり。嗚呼鹿苑院殿(義満)の御代に、倉役四季にかゝり、普廣院殿(義教)の御代に成、一年に十二度かゝりける。當代(義政)臨時の倉役とて、大嘗會の有りし十一月は九ヶ度、十二月八ヶ度也、又彼借錢を破らんとて、前代未聞の徳政と云事を、此御代に十三ヶ度まで行はれければ、倉方も地下方へ皆絶えはてけり。

第四十一章 東西の戦亂

幕府の政權は表面だけのもので、其主宰たる將軍家が強大なる大名に制せられてゐる事は上に述べた所であつたが、又大名も多くは其老臣宿將に制せられ、權力は次第に下に移つて所謂下剋上の勢をなし、從つて封建社會

欠

租税重くし
て諸國の人
民皆流浪す

徳政頻々

春日御社參、七番に同十二月大嘗會、八番に文正元年三月伊勢御參宮、九番に花の御幸也。去れば花御覽の結構は、百味を以て百果をつくり、御前の御相伴衆の筋をば金を以て之をのべ、御供衆の筋をば沈を以て之を削り、金を以逆餽口をかく、如レ此面々粧をのみ刷はんと奔走せしまま、皆所領を質に置き、財寶を沽却して之を勤む。諸國の土民に課役をかけ、段錢・棟別を譴責すれば、國々名主百姓は耕作をえず、田畠をすてい乞食し、足手に任て闊へ行く。萬邦の郷里村縣は、大半は郊原と成にけり。嗚呼鹿苑院殿(義滿)の御代に、倉役四季にかゝり、普廣院殿(義教)の御代に成、一年に十二度かゝりける。當代(義政)臨時の倉役とて、大嘗會の有りし十一月は九ヶ度、十二月八ヶ度也、又彼借錢を破らんとて、前代未聞の徳政と云事を、此御代に十三ヶ度まで行はれければ、倉方も地下方へ皆絶えはてけり。

第四十二章 東西の戦亂

下剋上の世の
中

幕府の政權は表面だけのもので、其主宰たる將軍家が強大なる大名に制せられてゐる事は上に述べた所であつたが、又大名も多くは其老臣宿將に制せられ、權力は次第に下に移つて所謂下剋上の勢をなし、從つて封建社會

欠

欠

義植の復職と
大内義興の管領

細川兩家の争

前將軍義植は、去る明應二年越中に走つて後、北國の兵を催して近江に入り、叡山の衆徒を與力せしめて京都を攻めんとしたが、義澄に破られて周防に走り、大内義興政弘の子に依りて、折もあらば再び京都に入つて軍職に就かんとして居た。九年然るに三好の反對黨が細川高國を奉じて京都を攻めんとするや、彼等はまた義植を迎へんとしたから、大内義興は京都に力を展べる時節到來と喜んで、義植を奉じて永正四年の十一月に周防を發し、翌年四月入洛して、既に義澄及び澄元等を走らしたる高國等に迎へられた。是に於て義植は再び軍職に就き、其家にもあらざる大内義興が管領となつた。

細川澄元は三好之長と共に近江に落ち、機を見て京都を恢復せんとし、前將軍義澄も近江にありて再び軍職に就くべき氣運を待つて居た。そこで澄元及び三好之長等は永正六年に京都を攻めんとしたが、細川高國及び大内義興等の軍の敵し難きを見て四國に走り、義澄はなほ近江に在りて六角高賴に依つて居たが、高賴は同族京極清高と争ひ、且つ高國義興等の勅によりて款を義植に通するが如き形跡があつたから、彼は高賴の許を去りて播磨

義澄の薨去

に赴き、更に赤松義村に依つた。永正八年澄元が四國から東上して京都を恢復せんとするや、赤松義村は義澄を奉じて澄元に應じたが、澄元は高國・義興等に破られて再び四國に走り、義澄は近江に逃れて薨去了した。永正八年八月。義興は去る永正五年義植を奉じて上洛してより、細川高國と共に將軍義植を輔け且つ澄元・高國の兩細川の争の間に立ちて高國を助けて居たが、京都に在ること前後十一年にして費用漸く給せず、且つ出雲の守護尼子經久が周防を侵さんとしたから、義興は京都を去りて國に歸り、高國が代つて管領となつた。永正十六年。澄元は機乗すべしとなし、三好之長等と共に四國の味方を催して高國を京都に攻めんとしたから、高國は之を攝津に防いだが、軍利あらずして近江に奔り、義植は京都に居残つた。併し高國は程なく六角定頼等の援を得て京都に攻め入り、澄元の兵を破つて之長を殺したから、澄元は阿波に逃れて間もなく病死した。永正十七年。かくて高國が獨り權を恣にしたので、義植は之と不和になつて、大永元年淡路に走り、因て島公方と云ふ。後阿波に移つて薨じた。大永三年四月。

義興の歸國

義植阿波に薨す

細川高國の將軍擁立
義晴將軍

三好之長との争

將軍義植が淡路に走つた後、高國は前將軍義澄の長子義晴を迎へて將軍とした。義澄に二子あり、長子義晴は近江にゐた時に生んだ子で、義澄が播磨に赴くに及んで之を赤松義村に託した。次子義維アキは播磨に於て生んだ子で、之を細川澄元に託したが、此に至りて高國は義晴を擁立したのである。而して三好之長が殺され、澄元が死んで後も、阿波に於ては之長の子元長が澄元の子晴元及び義晴の弟義維を擁して居たから、細川家の争は尙止むべくもない。高國は將軍義晴を擁して、名のみの幕府を代表し、一族細川尹賢及び香西光重が其下に在つて事を用ひて居たが、尹賢は光重と不和になつて光重を高國に讒したので、高國は之を信じて光重を殺した。光重の兄波多野備前守及び弟柳本賢治は之を聞いて大に怒り、阿波の三好氏を誘うて高國を伐たしめんとした。そこで三好元長は年少なる義維及び晴元を奉じて東上したから、高國は諸族の來援を求めたが、軍利あらずして叡山の坂本に奔つた、そして三好・柳本等と戦うて京都を争うたが志を得ず、將軍義晴と共に近江に逃れた。享禄元年。この後も高國は近江の兩佐々木氏六角京極や越前の朝倉氏等の

細川晴元と三好長慶

援を得て、京都を恢復せんと謀つたけれども、遂に志を得ず、播磨に到りて、赤松氏の臣浦上則宗の援助を得て、晴元の軍と戦つたが、遂に軍敗れて尼崎に自刃した。享禄四年

久しい間分裂して相争うて居た細川家は、高國の敗死によりて分争者の一方が仆れたりとも、原来主人よりは被官の輩が各勝手にふるまつて居るのであるから、細川家の騒動は容易に終局を見るに至らない。初め柳本賢治は細川高國に反抗せん爲に三好元長と提携したが、既にして元長と善からず、元長が晴元と高國との和睦を謀つた事に關して、元長を晴元に讒したから、元長は阿波に歸つた。かくて賢治は一時權を專にして居たけれども、其後暗殺せられたので、やがて晴元は元長を召し還した。享禄四年此にまた元長の従弟政長は元長と權を争ひ、元長を晴元に讒した。元長は原來晴元に憚られてゐた上に、晴元の怒りを蒙る事があつたから、元長は剃髪して罪を謝したが許されず、晴元の寵臣木澤長政は一向宗の宗徒の力を以て元長を攻めて敗死せしめた。天文元年かくて三好家に於ては、元長の長子範長後に長慶といふ。が父

三好長慶の權勢
義輝將軍
義晴薨去

第四十三章 足利氏の衰亡と朝廷の衰微

五〇一

の後を受け、家宰松永久秀が之を輔けて居たが、範長は晴元・政長に對して父の怨みがあるから、天文八年兵を擧げて晴元・政長を襲はんとし、晴元・政長も兵を集めて之に備へたけれども、將軍義晴は六角定頼をして兩黨を和解せしめた。其後天文十二年には細川高國の養子氏綱が、其黨與を率ゐて泉州堺を侵したから、範長は晴元を援けて之を伐ち、十五年にも氏綱黨の勢が京畿に盛であつたから、範長は晴元の命を受けて之を伐つた。既にして範長は又政長と和せず、互に城守して相争うた時、晴元は政長を援けたので、範長は遊佐長教等と兵を合せて、晴元・政長に抗し、近江の六角定頼は晴元を助けた。其結果は範長方の勝利となり、政長は江口に敗死し、晴元は丹波に走つた。是に於て範長の權は京都に振り、晴元はやがて丹波から上洛したけれども、京都を恢復するの望なく、義晴父子是より先き天文十五年十二月、將軍義晴は職を其子義輝(初め義藤といふ)に譲る。を奉じて坂本に奔り、天文十一年義晴は天文十九年近江の穴太に薨じた。二十一年將軍義輝及び晴元は六角義賢の調停によりて範長と和し、其結果義輝は入洛し、晴元は剃髪した。是に於て細川氏は全く三好氏の勢力に壓せられ、範長は京

攝の間に在りて洛中畿内南海の事を掌り、其家老の松永久秀は京都に在りて事を行ふ事となつた。

天文二十一年細川晴元は一旦三好範長と和睦はしたものゝ、其後も兩者で坂本に陣し、六角義賢が之を援けた。かくて晴元黨の軍は屢々三好の軍と戦うて京都を争うたが、遂に三好の勢力に抗敵する事が出来ず、晴元は六角義賢の勧めによりて和を範長に求め、範長も之を許して攝津富田の普門寺に住せしめたが、四年後彼地に死し、六年細川氏に代りて權を專にして居た範長も翌七年に死んだ。是より三好氏の權勢は更に其主宰の松永久秀に移り、久秀は永祿八年三好の三人衆三好政康、同長逸及び石成友通の三人にて、故範長の嗣子義繼を輔佐せる者。と共に將軍義輝を室町邸に襲うて之を弑した。是に於て義輝の叔父義維の子義榮が阿波から迎へられて主となつたが、是より三好の三人衆の黨が義榮を擁して松永黨と争ひ、東大寺の大佛殿もこれが爲に兵火に罹つた。永祿斯く三好範長の死後は松永久秀が代りて權を專にし、且つ三好黨と争うて居た

三好長慶の死
と松永久秀の死
専權

晴元長慶の死
去死

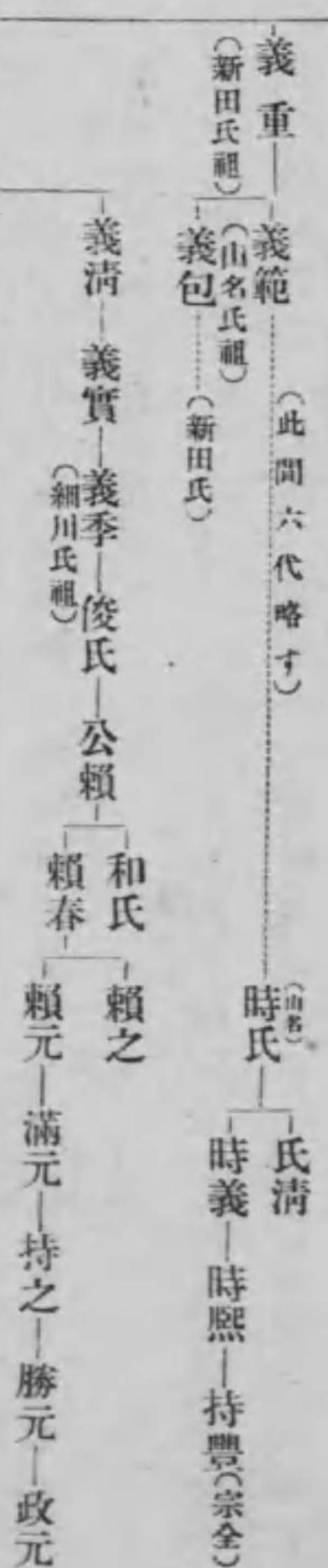
義榮將軍
三好の三人衆
と松永黨

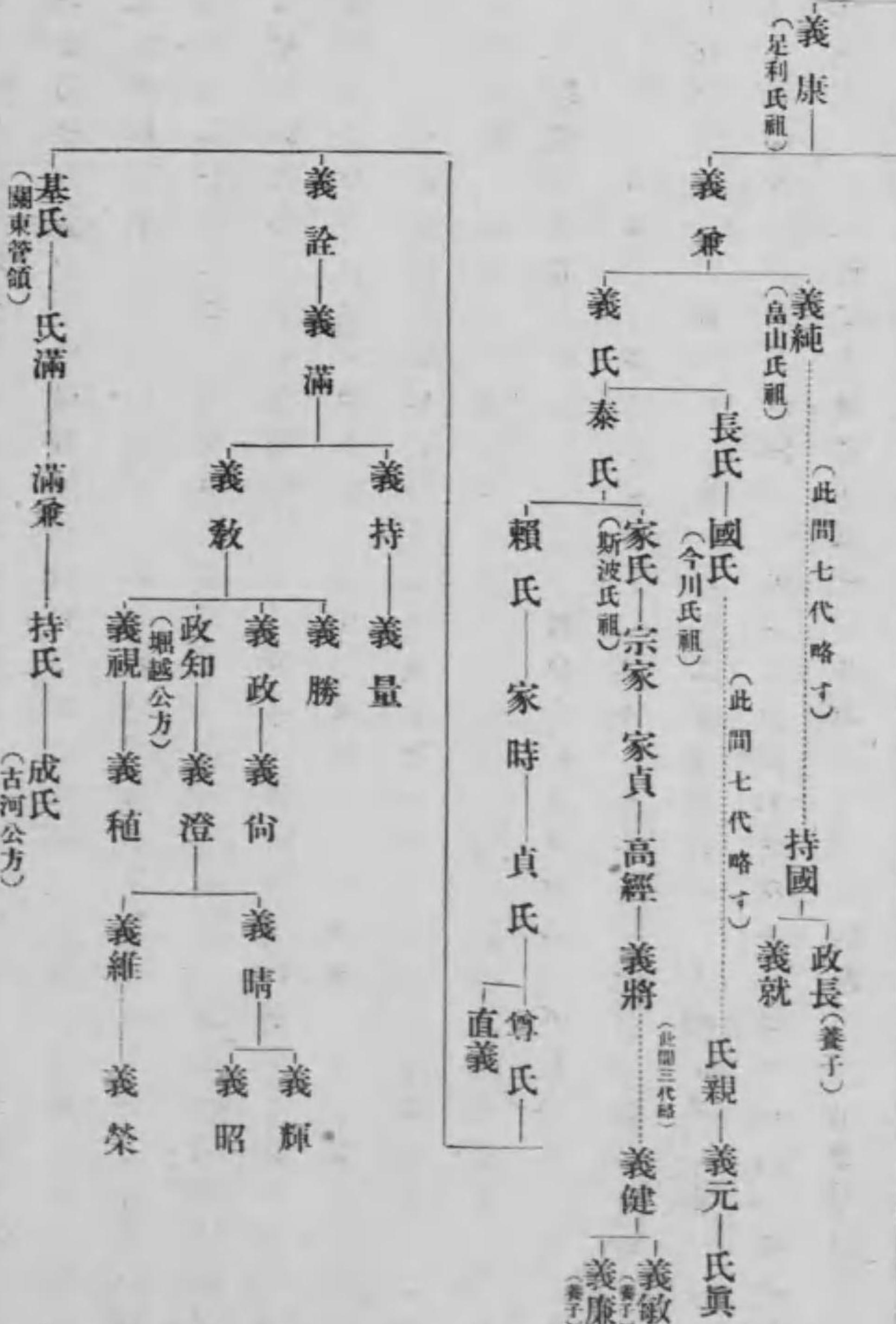
義昭將軍

が、是より先き將軍義輝の弑せられた時、其弟義昭初の名は義秋。は近江に走り、京都に入らん事を六角氏に頼んで志を得ず、更に越前に下りて朝倉氏に依つたが亦志を得ない。此時織田信長の勢力が美濃尾張に振へる際であつたから、遂に信長を頼みて之に依り、信長はやがて義昭を奉じて西上し、三好・松永の黨を討ち平げた。その時將軍義榮は薨じたから、信長は義昭を將軍に擁立した。永祿十併し其義昭も、數年にして信長に逐はれたから、彼は足利氏最後の將軍であつた。

○足利氏及其一族の系図

源義家—義國





朝廷の御哀徴

應仁文明の頃から幕府の衰亡は年々に迫り來つて、將軍の居所すらも定

まらざるが如き有様であつたから、義稙以後の將軍に至りては、其以前の將軍のやうに、一時たりとも花御所に榮花の夢を貪るなどの出來ざるは勿論。將軍義晴の如きは、其御臺所が懷妊しても產所を設くる費用がなく、之を大名の進献に待たなければならぬが如き状態であつたのである。而して朝廷は足利幕府と合體して、公武の區別もなかつた程であるから、今や足利氏の疲弊が此の如く甚しきに至つては、朝廷も亦之と共に著しく衰へざるを得なくなつた。されば明應九年九月後土御門天皇の崩御ありし時には、資用納まらず、靈柩を黒戸に納め奉ること四十餘日にして、始めて泉涌寺に奉葬した。皇子勝仁親王が父帝の後を受けさせられても、原天皇^{（後柏原天皇）}又費用に乏しくして即位の大禮を行ふに由なく、屢幕府に費用献納の勅を下されても、其效なくして、往々二十餘年を経過した。其中に前内大臣藤原實隆が本願寺の僧光兼^{（實）}に説いて献納せしめたので、大永元年始めて大禮を行ふ事を得た。天皇は其後五年にして崩御あり、朝廷よりは御葬送並に新帝^{（後奈良天皇）}御践祚の費用として十萬疋の進献を幕府に要求せられたけれども、幕府に於てはた

後奈良天皇
後土御門天皇
後柏原天皇

正親町天皇

だ六萬疋を奉るべしとの事であつたから、御喪禮のみに止め置かんとの議もあつたが、幕府は遂に八萬疋の献上をなした。併し即位の儀式はなほ久しう行はれず、其後天文四年に至りて大内義隆が二十萬疋を献じ、今川氏輝・北條氏綱・朝倉孝景等も亦各献上するに至りて、翌五年に即位の禮を行はせられた。後奈良天皇は弘治三年九月に崩じて、正親町天皇が御践祚あらせられたが、此度は毛利元就が費用を献じたによつて、永祿三年に即位の大禮を行はせられた。實に後奈良天皇の前後に於ては、皇室の衰微其極に達し、宮闈の荒廢も甚しく、内裏の築地は破れ果て、内侍所の御燈明の光が三条の橋の上より見える程であつた。又紫宸殿の御庭の右近の橋の下には煎茶を商ふ商人あり、雜人の出入も自由であつたらし。又銀包などに百人一首・伊勢物語などいふ札をつけて、清涼殿の御簾に結びつけ、日を経て参れば、所望の書き物は宸筆に染めさせられて簾外に差し出だされてあつたといふ事である。是より先き應仁の大亂に京都が戦の巷となり、公卿は亂を避けて諸國に離散し、一條兼良は南都に下り、其子教房は土佐に逃れ、三條公敦は周防に赴い

公卿の零落

た。かかる類も少からずあつた。残り留つたる公卿も、概ね所領を失つたから窮乏殊に甚しく、冬も裝束がなくて裸體に蚊帳を纏うて面會を求むる人に逢うたといふ公家衆もあれば、關白料とて袋を洛中に配つて米を集めたといふ攝家もあるに至つた。

第四十四章 群雄割據の世

潰滅の活動と

關東の政治の中心であつた鎌倉府が、康正の初に名實共に亡び、中央の統治機關であつた室町幕府も、應仁・文明以後全く政治的能力を失ひ、將軍の居所すら定まらざる有様であつたから、是まで多年の間勢を養ひ來つた諸國諸豪の獨立運動が、愈著しく國家・社會の表面に顯はれた。従つて國民の活動すべき幾多の政治的、經濟的中心が各地に簇出し、而して是等の中心が容易に固定せずして集散離合したから、天下は潰裂して殆ど統一する所がなかつたのは、實に應仁亂の前後から織田信長の勃興に至るまで、約百年許りの間の趨勢で、此時代を群雄割據の世とも戰國時代とも稱するのである。

兩上杉相互の争

古河・堀越の兩公方が對立してから、關東の混亂は一層甚しくなつた。文明三年三月古河公方成氏は堀越公方政知を伊豆に攻めたから、其五月には上杉顯定が其將長尾景信昌賢をして成氏を古河城に攻めしめた。景信は古河城を陥れて成氏を千葉に走らし、城は一時上杉の手に收められたが、翌年に成氏は其黨與の援けを得て古河城を恢復した。この長尾景信は山内上杉氏の家宰として權力が強く、其家の重きをなしてゐたが、景信の歿して後、其子景春は事によつて、主の上杉顯定に叛いて成氏に黨した。是に於て扇谷上杉定正は顯定を助けて之に抗し、武相の地方には兩上杉と成氏黨との争亂が相踵いた。文明十年成氏が上杉顯定と和して後も、景春はなほ引き續いて上杉氏に對抗して居たが、文明十二年扇谷上杉の家宰太田持資道灌が景春の據守せる鉢形城を奪ふに及びて、景春は抵抗力を失うた。併し上杉氏の敵たる成氏・景春の勢力が衰ふれば、兩上杉相互の勢力争が表面に顯はるゝ事となり、山内上杉顯定は扇谷家の勢力を殺がんとして、太田道灌を定正に讒した所、其讒效を奏して文明十八年道灌は定正に殺された。是より兩上杉は各其黨

北條氏の崛起

興を率ゐて、武相の間に相争ひ、明應三年に定正が戦死して後は、其養子朝良が扇谷家を繼いで、なほ山内家との争ひを續けて居た。斯く潰裂紛亂が續いてゐる間に、嘗て門閥を以て勢力のあつた者は大抵自ら衰頽して、是等の舊勢力に代るべき新勢力が興起した。而して其新勢力は次第に統合的の形勢を造つた。伊勢長氏の如きは實に此形勢を促進した優勝者の一人である。伊勢新九郎長氏後に早雲は伊勢の人で、駿河の今川氏に仕へて其客將となつて居たが、延徳三年堀越公方政知が其子茶々丸に弑せられた時、長氏は政知の仇を報するを名として、伊豆に攻め入り、茶々丸を堀越御所に襲ひて之を殺し、是より基山を本據として伊豆を經略し、北條を以て其氏とした。やがて相模にも勢力を及ぼして、明應三年には小田原城を取り、又屢甲斐に攻め入つて武田氏と争ひ、尋で三浦氏をも滅ぼして、伊豆相模の大半を併合した。永正十六年長氏が伊豆の基山城に卒して後は、子氏綱が父の後を受けて新勢力を關東に布殖するに力めた。初め長氏が關東經略の時には、兩上杉氏の争の間に立ちて屢扇谷の上杉を援けて居たが、氏綱は大永四年扇谷の上

古河公方の末路
杉朝興朝長の子。を武藏に攻めて江戸城を奪つた。此の如く新興の北條氏の勢力が盛なる時に當り、兩總及び安房には、義實以來勢力を蓄へ來つた里見氏が割據してゐたが、今や上杉氏が微弱になつて、北條氏が勢力を武藏にも及ぼさうとしたから、遂に里見北條兩氏の衝突は起らざるを得ない。茲に古河公方成氏が去る明應六年に卒して後に、子政氏、孫高基が父祖の跡を嗣ぎ、名のみは鎌倉公方の名跡を承け續いたもの、政氏高基父子の間の争もあり、

高基は又其弟義明とも不和であつたから、兩總の豪族の義明を助けて自家の利益を計る者は、義明を下總の小弓に奉じて小弓御所と稱した時に里見義實の孫實堯も亦義明を助けて小弓御所の名を利用して、大永六年海を渡りて相模に侵入したが、實堯の軍は却て北條氏綱に破られた。既にして高基の子晴氏は、氏綱の女を娶りて北條氏と結合したが、小弓御所義明は里見氏等の後援があつて、其勢が盛であつたから、晴氏は氏綱をして義明を圖らしめた。是に於て天文七年義明は里見實堯の子義堯と共に下總の鴻臺に陣し、北條氏綱は軍を下總に進めて之を攻めた。里見氏の軍は敗れて義明は戦歿し、

鴻臺の戦

小弓御所

北條氏康

兩總の地も亦北條氏に屬するに至つた。氏綱は天文十年に卒し、子氏康が家を繼いだが、同十四年山内上杉憲政は其勢力を恢復せんとし、駿河の今川氏と謀を通じて川越城を圍み、古河公方晴氏も亦憲政を助けた。氏康は今川氏をして憲政に應することなからしめ、自ら川越城を救うて晴氏憲政を走らした。天文二十年憲政は又氏康と戰うて敗れ、上野の平井城を棄て、越後に奔つた。此の如くにして關東の霸權は小田原の北條氏に歸した。

○北條氏の系図

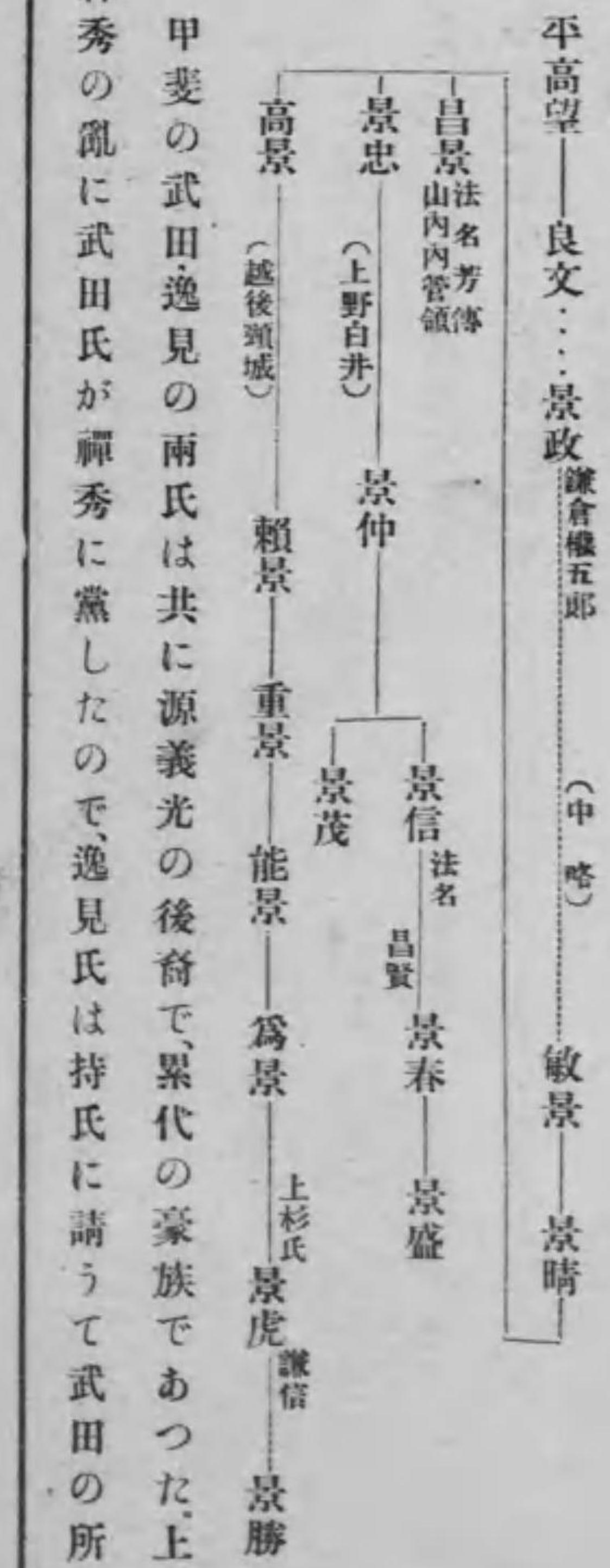
長氏——氏綱——氏康——氏政——氏直

關東の上杉氏が失脚したと共に、越後の上杉氏も家運が傾いた。永正の初越後の主たる者は上杉房能であつたが、其實權は家宰長尾爲景に取られたから、房能は之を除かんとして却て爲景に殺され、爲景は名義だけの主君として上杉氏の一族定實を擁立した。山内上杉顯定は之を聞きて越後に赴き爲景と戰うて之を越中に走らし、顯定が暫く越後の事を執り行うて居た。併し爲景は其後顯定を攻めて之を敗死せしめたから、是より越後は専ら長尾

輝虎入道謙
信虎入道謙

氏の制する所となつた爲景の死後、季子景虎が父の跡を繼いで越後、越中の經略に力めた。天文二十年山内上杉憲政が北條氏康に破られて越後に来るや、景虎は其讓を受けて上杉氏を名乗り、且つ關東管領と稱した。景虎は又京都に上りて將軍義輝に謁し、其名の一字を賜はつて名を輝虎と改めた。して入道謙信といふ。景虎は兵略に長じ、屢兵を關東に出して北條氏康と戰ひ、又甲斐の武田晴信とも勝負を争うてゐた。

○長尾氏の系圖



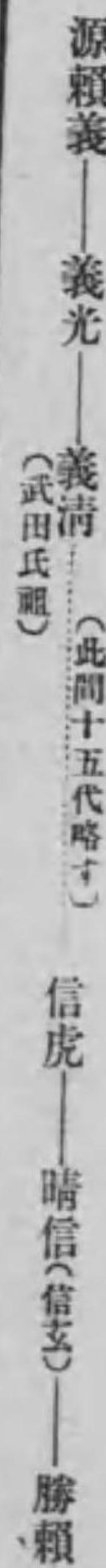
甲斐の武田氏

甲斐の武田逸見の兩氏は共に源義光の後裔で、累代の豪族であつた。上杉禪秀の亂に武田氏が禪秀に黨したので、逸見氏は持氏に請うて武田の所領

武田信虎

をも併合せんとした。是より武田逸見の兩氏の争ひとなつたが、逸見氏は衰へて武田氏がその國の勢力を獨占し、武田信虎の時には府中を居城として、殆ど國內を一統した。信虎は大永・享祿より天文年間に亘りて、屢北條・今川と争ひ、又屢信濃を略取せんとするに力めたが、信虎は暴行多くして國人の人望を失ひ、天文十年甲斐を去つて駿河の今川氏に依る事となつた。そこで信虎の子晴信入道して信玄といふ。が家を繼ぎ、諏訪氏を滅ぼして益信濃を侵略したから、千曲川の上流域を領せる村上義清は、越後に走つて上杉長景虎に依り、天文二十二年小笠原氏の領する南信濃の地も、晴信に併合せられてしまつた。武田氏が信濃を併呑したる上は、勢これと境を接する越後の上杉氏との衝突は免れ難い、そこで天文二十四年即ち弘治元年には甲越の兩雄晴信・景虎が各兵を川中島に出し、七月より十月まで對陣したる後に馬入となり、永祿四年にも兩雄が川中島に戦ひ、越軍は利を失うて打死を遂げた者が多かつた。

○武田氏の系圖



今川氏の勢力

今川氏親

北は武田、東は北條と境を接して、海道筋に根據を据えて居た者は今川氏である。今川義忠範忠の子は文明八年に卒して子氏親が家を繼いだが、氏親は駿河遠江兩國に威力を振ひ、益西方に手を伸ばさんとして、北條早雲と兵を合せて、松平長親を三河に攻めた事もあつた。氏親の子氏輝が早世し、其弟義元が家督を相続するに及びて、今川氏の勢は益振うた。義元は武田信虎の女を娶りて武田氏と連合し、天文六年其後兵を合せて屢々北條氏綱及び其子氏康と争ひ、一方は三河の松平氏に同族の争あるを利用し、勢力を三河に擴げて尾張の織田信秀と争うた。されば義元の時には今川氏の勢力は駿遠三の三國に跨つて居たのである。

尾張はもと管領斯波氏の領國であつたが、斯波氏が分裂して自ら勢力を失ふと同時に、其守護代織田氏が權を專にして主家を壓するに至つた。併し織田氏も亦文明の頃から兩家に分れて對立し、天文の頃には織田大和守といふ者が斯波氏を奉じて清洲の城に居り、織田伊勢守といふのが岩倉に居り、それより上下の四郡を領して居た。大和守の奉行の一人なる織田彈正忠

尾張の織田氏
と其隣國

今川義元

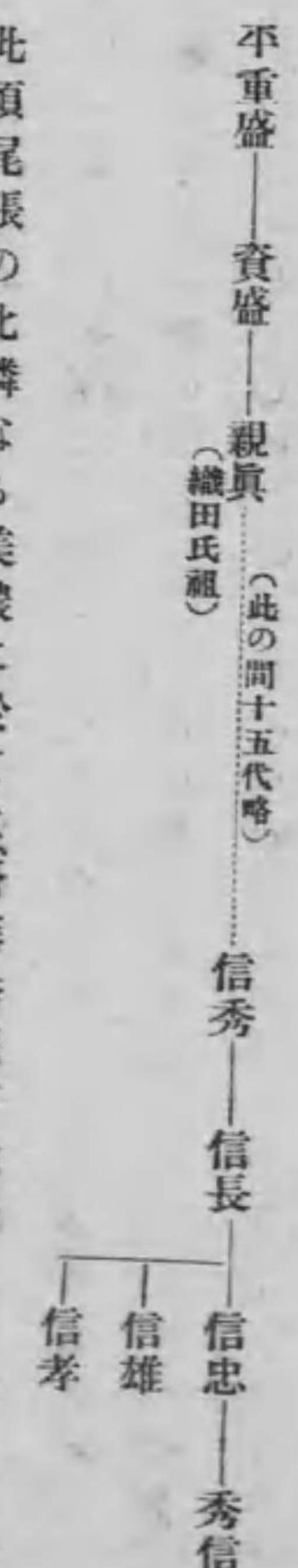
三河の吉良

松平氏

信秀は即ち信長の父である。尾張の東隣なる三河は、足利の一族なる吉良氏の領國であつたが、吉良氏が西條・東條の兩家に分れて争うてゐる間に、伊勢貞親の被官松平信光が漸く三河に勢力を得、信光の子親忠を経て孫長親の代には、三河に於ける松平氏の勢力は頗る盛であつた。併し長親の孫清康が尾張を侵略せんとして、軍を森山に進めた時、清康は陣中で亂臣に殺されて、

三河勢が大敗北を招いた事があつてから、森山崩天文四年之を。今川義元が陽には清康の子廣忠を助けて、陰に其手を三河に伸ばした。時に織田信秀も手を三河に擴げんとしたので、織田・今川の兩氏が三河に於て衝突し、天文十一年には小豆坂の戦があり、同十八年には安祥の戦が起つた。

○織田氏の系図



此頃尾張の北隣なる美濃に於ては、齋藤秀龍が微賤より起つて勢を得、土

美濃の齋藤氏

土岐頼藝

岐頼藝を逐ひ出したから、頼藝は尾張に來た。信秀、之を助けて、天文十三年秀龍を稻葉城に攻めたが克てない。併し同十七年に又美濃に侵入した時には、信秀は秀龍の女を子の信長に妻はす事を約して和睦し、頼藝を美濃に納れて其城を恢復せしめた。抑も美濃は世々土岐氏の領國であつたが、土岐政房が死後、山城の商人西村勘九郎といふ者、政房の子頼藝に取り入つて重用せられ、遂に頼藝に勧めて其兄頼盛を逐ひ出し、又尋で頼藝をも逐ひ、自ら美濃の守護代なる齋藤姓を名乗つて齋藤秀龍と稱したのである。入道して道秀龍は前述の如く織田信秀と和して、一旦頼藝を納れただけれども、再び之を逐うて勢を美濃に振うたのである。

近江の兩佐々木氏

近江は兩佐々木即ち京極・六角二氏の分國であつて、京極氏は北部を領し六角氏は南部を領して居た。將軍義政の在世中に、六角高頼が勢を此地に張つて幕府の命令に従はないから、將軍義尚が自ら近江に下りて高頼を征伐した事は既に述べた。其後細川澄元・同高國が權を京都に争うた時に、屢引いて援となさんとしたのも、將軍義稙及び義晴が依頼したのも高頼であつた。

六角は南部を領す
是等の事實は江州の南部に於ける六角氏の勢力が強盛であつた事を證明するものであるが、之に反して北部の京極氏は、同族間の争の爲に疲弊したのみならず、六角氏からも壓迫を蒙つた。京極高清は六角高頼の子定頼と戦つて、六角氏の侵地を恢復した事もあつたけれども、實際の勢力は家臣淺井亮政の手に歸し、淺井氏が湖北を制するに至つた。亮政は越前の朝倉氏の力を藉りて六角氏と争ひ、且益其主家なる京極氏の勢を殺いで遂に之を滅ぼした。

越前の朝倉氏
朝倉敏景

越前は尾張と共に管領斯波家の領國であつたが、斯波家が分裂した爲に守護代の朝倉氏が權を擅にするに至つた事は、尾張に於ける織田氏と同様であつた。應仁・文明の間斯波義敏が同義廉と家督を争うた時、朝倉敏景は其主義敏に請うて越前の守護となつてから、越前は朝倉氏の制する所となつた。群雄割據の時代に於て、北陸地方に暴威を振うた者は一向宗一揆であつたが、それが此地方に起つたのも、越前に於ける斯波家の時代が終つて、朝倉氏が新勢力として現はれた頃からである。

一向宗一揆

一向宗の兩派

吉崎道場 蓮如

初め一向宗の開祖親鸞は、後堀河天皇の嘉祿元年、下野の高田に専修阿彌陀寺を創建し、其後京都に歸りて、龜山天皇の弘長二年に入寂した。其門弟等は、墳墓の地なる大谷に一寺を立て、久遠實成阿彌陀本願寺と名づけた。是が親鸞の死後、一向宗が大谷本願寺派と高田専修寺派との兩派に分れた始めである。かくて南北朝の頃、本願寺を中心とする一向宗徒と、叡山の僧徒との間には屢争があつたが、本願寺八代の主に兼壽^{上人}が出て、辯才ありて説教に長じ、諸國の男女の歸依を得て、一向宗が著しく興隆した時、叡山の僧徒は之を憎みて大谷の本願寺を攻め、火を堂宇に放つて焼き拂つた。蓮如は京都を遁れて越前に赴き、朝倉敏景に請うて同國吉崎^{ヨシザキ}の地に道場を建立した。實に文明三年の事である。斯る事よりして本願寺派の勢力が北國に盛になると、既に北陸の地に多くの信徒を有して居た高田派と、本願寺派との争が烈しくなり、富権氏の領國なる加賀に於ては、双方が互に干戈を動かして、相争ふに至つた。而して富権政親は本願寺の勢力を挫かんとして、其鎮壓に力を用ひた所、長享二年彼等は能登・越中等の信者を募つて政親を高田城

加賀の富権氏の滅亡

破る前

に攻め、城陥りて政親は自殺した。此勢に乗じて本願寺一揆は高田派の寺々に攻め入りて其宗徒を改宗せしめ、且つ高田派の寺院を焼却したから、加賀一國は本願寺一揆の領する所となつた。是より加賀の一揆は益暴威に募り、徒黨を結びて頻りに越中・能登を攻め、從へ更に進んで越前をも略取せんとし、永正三年大軍を催して越前に侵入した。越前に於ては、一揆の仇敵なる高田派が其黨を集めて一揆の侵入に備へ、守護朝倉貞景も亦朝倉景景^{ヨシヨシ}をして之を討たしめたので、一揆の勢は始めて敗れた。かくて吉崎道場以下國中の本願寺の寺院は悉く破却せられ、門徒類葉は追放せられたから、加賀・能登・越中の三州を破竹の勢で略取した一揆も、越前に於ては朝倉氏の爲に暴威を逞しくすることを得なんだ。さりながら此後も北陸には一向一揆の勢は尙熾んで、能登の北畠氏、越前の朝倉氏等は其対抗に苦しんで居た。

○本願寺の系図

親鸞（此間六代署す） 兼壽（蓮如） 光兼（實如） 光教（證如） 光佐（顯如） 光昭（准如）

奥羽及び近畿の形勢

一向宗一揆

法華一揆

京畿以東に於ける群雄割據の形勢は、大略右の如くであるが、なほ奥羽地方には、伊達・最上・南部・大崎・蘆名の諸氏を始めとし、幾多の豪族が所在に割據して、各領土の争奪を事として居た。近畿に於ては、既に述べた如く、將軍家も管領家の細川氏も皆衰へ、三好・松永等が權勢を京都に爭ひ、本願寺一揆の兇徒は此地方にも燐んであつて、或は興福寺の衆徒筒井順興等と戰ひて燒討掠奪等を行ひ、天文元年^{天正}或は法華宗徒とも争うて山科の本願寺を焼かれ、或は石山大阪に籠城して、此時の本願寺主は、蓮如の孫な^ふである。細川晴元と争うた。天文二年河内には畠山政長の後なる畠山氏の一家があつて、屢々京都の政争に關係し、北畠氏は南伊勢を根據として其近傍に勢力を展べんとし、北伊勢には關・工藤等の諸族が相争うて居た。

中國に於ては、山名氏が衰へ、赤松氏も亦衰へて、赤松氏の領内には、備前の浦上氏以下の諸族が、主家を壓して勢を得、浦上氏の家臣なる宇喜多氏も亦頭を擡げて來た。併し中國に於て最も強盛なる者は、山陰に興つた尼子氏と、山陽の大内氏とであつた。

中國諸豪の盛衰

尼子氏の勃興

尼子氏は京極氏の一族で、京極の領國なる出雲の守護代であつたが、經久に至りて出雲を呑み、伯耆・因幡を併せて、山陰に於ける强大國となつた。尙又南の方安藝をも圖らんとして、此地の一部を領せる武田氏^{甲斐武田の支族}歴代銀山(今安佐郡)^{カナヤマ}に治す、文永天文^{天正}の交に武田元繁^{其子}光和等があつた。を我が勢力の下に結びつけたから、同じく安藝に發展せんとする大内義隆が、天文十年に武田氏を銀山城に攻めた事もあつた。尋で義隆は尼子氏を征せんとして出雲に侵入したけれども、却て尼子晴久^{經久}の孫に破られて軍を班へした。

大内氏の強盛

大内氏の領土は中國及び九州に跨り、石見・安藝・周防・長門・筑前・豊前を併領して、當時最も富強なる大名の一つであつた。大内義興は少貳政資を筑前に攻めて太宰府を奪ひ、且つ政資及び其子高經を肥前に敗死せしめ、又大友義有と豊前に戦うて之を破り、永正四年には足利義稙を奉じて京都に入り、事を執ること十一年にして周防に歸つた。享祿元年義興没して後は、子義隆家を嗣ぎ、東は安藝の毛利氏を服せしめて尼子氏の南下を妨げ、且つ毛利氏を助けて尼子氏と争ひ、西は少貳政元が筑前を侵略せんとしたのを擊破して、

陶晴賢の叛

其勢力を肥前にも及ぼした。此の如く大内氏は中國に雄視し、周防山口の繁榮は京都に亞ぐ有様であつた。しかし、義隆は累世の富強に誇つて華奢風流の弊習に染み、文藝を重んじて諸書の開板大内版とて今も傳はる。などをなしたけれども、武道を軽んじ、佞奸なる相良武任を寵用し、尼子氏や少貳氏と戦つて、屢武功を立てた老臣陶晴賢初め隆房といふ。を疎んじたから、將士は却て武任を惡みて晴賢に親む者が多かつた。晴賢は武任と中悪しく、且義隆に疎んせられたので、遂に義隆を除いて自ら權を擅にせんとし、天文二十年不意に兵を擧げて義隆を襲うた。義隆は周防を遁れて長門に奔り、深川の大寧寺に晴賢の軍を禦いだけれども、戦敗れて主從多く自殺した。此に於て晴賢は豊後から大友義鎮の弟義長を迎へて大内家を嗣がしめ、自ら防長・豊筑を領して其勢を張らうとした。此時安藝に毛利元就吉田城主があり、義隆の在世中、大内氏に服属したが、其二子元春・隆景はそれより安藝の名家である吉川小早川の兩家を嗣いだので、毛利氏は是等の諸族をも併せて、其備の間に雄視してゐたから、今度大内の弔合戦して陶氏を滅ぼさんとし、弘治元年嚴島の一戦に、晴賢の大

嚴島の戦

大江廣元

(此の間十代略)

弘元

元就

元春吉川氏
を繼ぐ隆景小早川氏
を繼ぐ

輝元

九州の形勢

大友氏

軍を破つて晴賢を自殺せしめ、又周防に侵入して大内義長を殺した。是に於て大内氏も陶氏も共に亡びて、毛利氏が大内氏に代りて中國の强大國となつた。是より毛利氏は屢々石見に侵入して尼子氏を攻め、永祿九年には富田城を陥れて尼子義久を降し、又屢々豊前及び筑前に於て大友氏とも戦うた。

○毛利氏の系図

九州に於ては、豊後に大友氏ありて雄を鎮西に張り、豊前を略取せんことを務めたから、大内・大友兩氏の間に屢々戦争があつた。陶晴賢が大内氏を滅ぼし、毛利氏が陶氏を倒して大内氏に代るに及んで、又毛利氏と衝突した。大友義鎮義鑑の子、入道しは尼子義久に通じて毛利氏を擊たんとしたので、毛利・大友兩氏の軍が豊前に戦つたのを、將軍義輝が兩者を和解せしめた事もあつた。永祿七年大友氏と相並んで九州の豪族であつた少貳氏は漸く衰へて、領

龍造寺氏

内諸族が相争うた中にも龍造寺隆信の勢力が最も盛であつて、屢々貳冬尙資元と戦ひ終に之を殺した。是に於て隆信の勢力は肥前に振ひ、龍造寺氏が九州に於ける新勢力となつて現はれた。肥後の名族であつた菊池氏も亦衰へて、屢々大友氏の攻伐を蒙り、其領土は殆ど大友氏に略有せられてしまつた。島津貴久は薩摩・大隅の舊領に據りて九州の南部に雄視し、勢力を日向にも及ぼしたから、此地を領して居た伊東氏との争は絶えなかつた。此の如くにして大友・龍造寺及び島津の三氏は九州に於ける三大勢力となつたのである。

四國の形勢

四國に於ては、阿波及び讃岐は淡路と共に管領家なる細川氏の領國であつたが、前に述べた如く、細川氏が分裂して勢力を失つてから、其領内には阿波の三好氏を初として、其他の諸族が分立するに至つた。伊豫には河野氏あり、土佐には長曾我部安芸、一條等の諸族があつた。天文・永祿の間土佐に勢力のあつた者は、長曾我部氏と一條の兩氏であつて、長曾我部氏は國親及び其子元親の代にかけて、土佐の東部に勢力を振ひ、一條氏は土佐の國司として

土佐の長曾

我部氏

一條氏

應仁の大亂に、一條兼良の子教房が京都を去つて土佐に來、其西部を經略するにから、其子孫が土佐の諸族に奉ぜられて國司となつた。其後長曾我部元親が益勢力を得て、遂に四國の大部分を併呑するに至つた。

以上述ぶる所の如く、足利氏の季世には、多年の積勢進發して、天下は潰裂紛亂の状態に陥り、諸國に割據せる幾多の豪族が、夫々政治的に經濟的に一個の中心を形づくり、國民は其周圍に活動したから、全體の上に於て何等統一の認むべき者はない。又元寇以來外國との關係は、引き續いて存在して居たけれども、それは主として通商上の平和なる交通であつたから、國民の統合を促進すべき刺激とはならなかつた。然れども分裂潰亂の一面には、自ら統一の傾向を生じた時期たる事をも認めねばならぬ。何となれば舊家名族が次第に衰へて、新興の勢力が多く現はれると共に、足利末世の小大名は次第に大大名に併呑せられ、其大大名は各其封疆を鎮して各政治的に獨立して居たから、自然治民の術を考へ、其領内を治むるに必要な法度を立てた。例へば武田信玄の百萬條、北條早雲の廿一箇條、大内家の壁書、長曾我部元親

法度の制定

國產開發

外
か

富力の増進

の百箇條、朝倉敏景の十七箇條の如きがそれである。又諸大名が各其國の富強を計つた所から、長尾氏は佐渡の金礦を掘り、武田氏は甲斐の金礦を探り、毛利氏は石見の銀山を開いた事の如きは等閑視すべからざる者である。又是等諸大名の占據せる城下の地は、北條氏の小田原や大内氏の山口に見るが如く、頗る繁昌せる市邑の現出によつて、國民の富力が諸國共に増進した事を考へれば、戦争已むことなき戰國の時代に於ても、我が國運は以前に比して一層進歩したる時期に達した事を認めねばならぬ。而して此進歩せる時期に生まれ、此氣運を利用して、これを統一するに大功のあつた者は織田豊臣の兩氏であつた。それは卷をかへて徐ろに述ぶるであらう。

日本史講話上巻 終

210.1
H13
(1)

終

